

第13回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年10月28日（木）午後1時30分～午後5時00分

場 所 法務省 大会議室

午後 1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

それでは、岩井座長、よろしくお願いいたします。

○岩井座長 それでは、第13回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。

本日の議題は、「今後における我が国の少年矯正の法的基盤整備の在り方」について議論を進めたいと思います。

本日の議論を展開するに当たりまして、現場の実情を把握するという観点から、久里浜少年院の澁谷首席専門官と、千葉少年鑑別所の西岡首席専門官に御同席いただいております。必要に応じて、少年院や少年鑑別所の実務・現場の運用状況等について、御説明いただきたいと思います。

なお、今回は、時間が余りありませんので、特段少年鑑別所に言及した場合を除きまして、少年院での処遇を前提に御議論いただきたいと思います。

それでは、現行の少年院法をにらみつつ、「少年矯正の法的基盤の整備はいかにあるべきか」という、総論的なテーマについて議論したいと思います。

まず、法律を考えるに当たり、少年院の機能、言い換えると、国民から期待される役割は何だろうかというところを確認しながら議論したいと思います。少年院法の、少年院の処遇の目的というようなものを少年院法に書くとすればどういうふうなものがあるかという、そういう今までの議論の集約というところだと思うのですけれども、特にこういうことは入れておきたい、そういうものがありましたら。

○毛利委員 改正案の試案について、現行の少年院法を生かしたまま、文体もそれに合わせて、ぜひともこういうのを入れてほしいというのを考えてみました。

少年院法は非常に古くさいもので、読んでみると本当に骸骨みたいに要点以外何も書いていない法律なので、スクラップにして大幅に直した方がよいという意見も専門家の方にはあるようです。これは基本的に、少年院にいる少年たちの立場からこうであってほしいなという文言をいろいろ加えてあります。

まず、第一条の三として「少年院の法務教官は、保護主義の理念にのっとりて在院者の人間的成長を助け、在院者の将来の再犯を低減することによって社会の安全を創造する崇高な職務である。法務教官は個々の在院者の人間的尊厳及びプライバシーを尊重し、在院者との人間的なふれあいを基礎に処遇及び矯正教育を行わなければならない。」、第一条の四として「少年院における処遇及び矯正教育に際して、少年院の長とその職員は、平常時はもちろんのこと

教育上の叱責や注意，訓戒，懲戒，懲罰，制圧などを行うときも，在院者に対して暴力・威嚇・暴言・差別的表現を用いてはならない。」，第一条の五として「少年院の長は，少年院における処遇及び矯正教育の実効性と妥当性を検証するため，院外の識者による第三者機関を設置しなければならない。また第三者機関による視察の機会を定期的に設け，処遇及び矯正教育の実態を公開することによって，施設の透明性を確保しなければならない。」及び第一条の六として「少年院の長は，仮退院者の就労及び社会復帰がより円滑になるために，地域社会及びマスメディアに対して，少年院の社会的意義を知らせる努力をしなければならない。」を新設します。

第二に，第四条に関しては現行の規定を改定して，「少年院の矯正教育の目的は，在院者自らが規律ある生活を身につけ，学力を増進し，社会生活に適応するための労働意欲を身につけることにある。このため少年院の長と職員は，在院者の心身の成長に役立つ生活環境を整え，教科並びに職業の補導，適当な訓練及び医療を提供するものとする。」とします。

第三に，第四条第二項については，「少年院の長は，在院者を，前項の矯正教育に関係のない労働に従事させてはならない。」の後に「ただし，在院者の社会復帰に役立つ労働技術の習得のため，また働く喜びを知るための金銭報酬を伴う労働活動の実践は矯正教育の一環としてこれを行うことができる。」と補足します。

第四に，第六条についても，「在院者の処遇には段階を設け，その改善，進歩等の程度に応じて，順次に向上した取扱をしなければならない。但し，成績の不良なものについては，その段階を低下することができる。」の後に「少年院の長及び職員は，在院者に低下を通知するにあたって，評価内容を懇切に説明するとともに，段階の低下が在院者に対する懲罰的・侮蔑的なものとならないよう注意しなければならない。」を追加します。

第五に，第十条第四項として「少年院の長及び職員は，移送の理由と目的について，本人とその保護者に懇切に説明しなければならない。」を追加します。

第六に，第十一条について，第九項として「裁判所は，収容継続を決定したときには，その理由を，本人とその保護者に懇切に説明しなければならない。」を，第十項として「少年院の長及びその職員は，収容継続が決定された本人に対して，その後の矯正教育の内容について十分な理解を得られるよう話し合わなければならない。」を追加します。

第七に，第十四条に第六項として，以下の文を追加します。「逃走した在院者を収容した場合には，逃走の理由及び心情について，裁判官及び付添人など第三者を交えた十分な聞き取りを行うとともに，聞き取りを録画・録音するなど客観的な記録を残すことにつとめ，その記

録を第三者の評価・検討が行えるように保存しなければならない。」

最後に、第十四条の二に関して、第四項「少年院の長及び職員は、手錠の使用によって在院者の身体的苦痛・怪我などを誘発することのないよう十分に注意しなければならない。」を追加します。以上です。

是非、新しい少年院法にこういう考え方が反映されることを願っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、少年院の機能について少し確認しておくようなことはございますでしょうか。

影山委員、何かございますか。

○影山委員 今日は日弁連の意見書を配らせていただきましたので、適宜、該当箇所の中身に関しては御説明申し上げたいと思いますけれども、御参考にしていただければと思っております。

それで、少年院に期待される機能というのは、今日、御同席いただいております久里浜少年院の澁谷さんが書かれました、最近の『刑政』の論文に、國學院大学の澤登先生の記事を引きながら、第一に、非行を繰り返させないようにすること、第二に、健全な社会人に熟成させること、こういったことが少年院における矯正教育の大きな目的であるというふうなことが書かれておりますが、基本的には、やはりそういうふうなことが少年院での矯正教育の在り方、あるいは期待される少年院の機能ではないかと思っております。

現在の少年院法でも、そういったことが不完全ながら書かれているとは思いますが、やはりそうした少年院でどういうことを目指してやるのかということはしっかりと書かれた上で、それを実現するために具体的な様々なことが書かれていくということがあるべきなのかなと思います。

もう一点だけ申し上げますと、今日の毛利委員の案もそうですし、澤登先生がおっしゃっている再非行防止が第一で、そして健全な育成というか、健全な社会人に熟成させるというのが第二と、これが一、二の順番であるとしたら、それは、すごく細かいことかもしれませんが、私は逆ではないのかなとは思っております。

まず、第二に健全な育成をする中で、第一の非行防止というのはその後くっついてくるものであって、再非行防止を最優先に考える処遇をやろうとすると、いろんな、下手をすれば間違いが起こってしまうかもしれない。まず、健全育成をし、そして再非行防止はその結果ついてくるという考え方で処遇の在り方を考えていくのが一番いい考え方ではないのかなと思う次第であります。

○岩井座長 ありがとうございます。他に御発言はございますでしょうか。

○石附委員 今、影山委員がおっしゃった健全育成ということが少年法の第1条に書かれていますが、非行少年の健全育成とは書いていないわけです。一般少年の健全育成というのが、その少年法の第1条の理念であり目的であるわけです。ですから、これを大前提にして、子供の健全育成、その中に非行のある少年というのをどう組み入れていって、一緒に育て上げていくかということが大事なことです。その理念の基本というのは、やっぱり今おっしゃったことが大事なのではないかと私は思っております。

○岩井座長 ありがとうございます。他に何か。どうぞ。

○廣瀬委員 今までのお話に反対ではないですが、収容しての保護ですから、本人をこれまでの悪い環境から隔離する、保護をするという側面、同時に、犯罪対策的な側面として、非常に凶悪なことをやったような少年であれば、それで地域社会の安心感・安全の確保、そういう側面も、これは副次的なものだろうと思いますけれども、強制的に収容して保護することですから、それも入ってくるのではないかと思います。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

それでは、少し話を進めまして、第8回会議での議論におきましても、設置が必要という意見が大勢を占めました第三者機関や不服申立制度など、法律に根拠規定を置いた方がよいものもありますけれども、必要となった条文を追加するのみの少年院法の部分的な改正にとどめるのか、あるいはこの際全面改正すべきなのか、その点についてお考えを伺いたいと思います。何か御発言がございますでしょうか。

○影山委員 少年院法はかなり古くなっているものですから、いろいろと、特にここ10年かそれ以上かもしれませんが、現場の少年矯正の在り方というのはすごく進歩しているし、そのあたりを踏まえて、やっぱり丁寧な、法律を根拠にして、もちろん子供たちの人権も守られながら、しかし職員も自分たちのやっていることに関してしっかりと根拠付けがされているような、そんな処遇というのがなされることが必要ではないかなと思いますので、そういう意味では、足りないものというのをしっかり考えていくと、特に大人の刑事施設なんかにおける条文と比べても、余りにも少年院法は少な過ぎることがございますので、かなり全面的な検討をしてしかなるべきではないかなと私は思います。

○岩井座長 西岡首席専門官、現場として現行少年院法についてどういうふうにお感じになっていますでしょうか。

○千葉少年鑑別所西岡首席専門官 千葉少年鑑別所の西岡と申します。

これまで採用されてから、東京、名古屋などの少年鑑別所で勤務してまいりまして、今年で18年目になります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今、座長からお話がありましたが、少年鑑別所で勤務している者として現在の少年院法についてどう考え、感じているかということをお話しさせていただきたいと思います。

現状のところ、少年鑑別所に関しては、法律的な根拠が非常に少ない状況にありますし、少年院の規定を読みかえて準用しているというようなところもあります。そのため、日常業務の中で、何か対応に苦慮し、確認をしたいということがありますと、少年鑑別所の処遇規則ですとか、それから大臣訓令とか矯正局長通達といったようなところに当たるというようなことになります。そうしますと、どうしても実務の中で法律というものを意識することが少ないというようなこと、それから、これらが体系立っているかという、少し分かりにくいというような実感を持っております。

少年鑑別所に関連しましては、やはり少年院とは別の機関として設置されておりますし、所掌事務につきましても、鑑別とか観護とか、少年院とはまた違った業務を行っておりますので、少年鑑別所で勤務する職員にとりましては、内部的な業務はもちろんですけれども、対外的な面でやはり法律というものに根拠を持って業務を進めていくことができると、職務意識といったものが変わってくるかなというような感じを持っております。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。他に何かありますか。

○廣瀬委員 私も、やはり全面改正をした方がよいだろうと思います。

もし追加の改正でやると枝番がやたら増えます。今ある条文よりも枝番の方がはるかに多い形になって美しくない。これは形式的なことですが。法律は、私は裁判官としてずっとその解釈をしてきましたけれども、条文ごとに全部影響してきますので、既存の条文を生かしてそこに追加していくと、立法技術的にも非常に制約がありますし、それからうまくいかないという部分も出てくるだろうと思います。かなりいろいろな事項を付け加えたり直したりするというのであれば、全部やり直した方がよいと思います。

確かに、少年鑑別所は、少年院とは大分いろいろ違うところもあるので、その違いに即してきちんと規定ができるようにした方がよいと思います。それを2本にするか1本にするかはある意味立法技術的な問題だろうと思いますので、立案するときにはやりやすいようにやればよいと思います。少なくとも枝番で追加すると、技術的にも非常に大変だろうと思いますし、制約が多くてうまくいかないのではないかと思います。

○岩井座長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 全面改正が必要、望ましいという点については、影山委員、廣瀬委員の御意見と全く同感でございます。

それから、少年鑑別所の部分については、立法技術で考えればというお話が廣瀬委員からありましたが、私はその立法技術については大変疎いものですが、少年鑑別所出身の者として、法律を使ってきた立場、そして今また見直している立場としては、独立したものにした方がよいのではないかと考えています。

それは、廣瀬委員の話や西岡首席の話にもありましたように、少年院と少年鑑別所は機能が違うので、例えば同じ権利義務関係についても、微妙に規定が変わってくるだろうと思うのです。また、対象とする業務の中には、一般少年鑑別というようなジャンルがあつて、非行少年ではない一般の少年を対象とし、鑑別という言葉が適切なのだろうかと思われるような継続的な相談活動をしたり、あるいはそういう生徒さんの指導に悩んでいらっしゃる学校の先生方の相談、助言に当たったりというような活動がありますし、それから最近では、内閣府の子ども・若者ビジョンに基づいて青少年の健全育成活動への参画を求められたりもしておりまして、小さな組織の割に活動する範囲、役割が非常に広がっておりますので、そういうことを考えますと、少年院とは別の法律の方がよいのではないかと思います。

法務省設置法の中では、少年鑑別所は少年院とは別の独立した組織として決められておりますが、ほかの組織が皆独立した、それに対応した法律を持っているのに対して、少年鑑別所だけが少年院にくっついているという形ですので、むしろ独立した法律を持つほうが自然ではないかと思います。別法にした方が、西岡首席が言われたように、引用やら準用やらが多くて分かりづらいというような実務上のあい路も解消するのではないかと思います。

同一の法律に現在規定されていることの意味が何かあるのかということとはよく分かりませんが、現在の少年法が制定されるまでに何回か修正、検討がされていて、その案を見ますと、国会に上程される直前になって少年鑑別所という言葉が出てきています。それ以前は審判のための一時保護所のようなものを少年院に付属させて設置するという計画だったので、少年院法として原案作りがされてきて、国会上程の直前になって少年鑑別所の構想が生まれたものの、そのまま一つの法律になっているのではないかという気持ちがいたします。

そうすると、現代において同一の法律である意味や必要性というのはないのではないかと考えられますので、別の法律にした方がよいのではないかと考えています。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

○毛利委員 もし大幅に書き換えるのであれば、是非やっていただきたいことが二つあつて、

一つは条文の分かりやすさ、そのことについては二点ありまして、収容されている少年がそういう能力がある子であれば、少年院法を読んで、自分がどういう場所にいるのかというのを少年院法で確かめるような法律であれば、それはもっとよいことだろうということと、もう一つ、5年目の応用科の研修で、法務教官の方が長い時間、少年院法の講義を聞いていらっしゃるようですが、そういう講義を受けなくても中身がすっきり分かるようなものになったほうが、それはよいのではないかと。そうしたら、ポケットに少年院法があれば、自分が何をしたいのかということが分かるということ、何をしてはいけないかということとですね。そういう法律が望ましいのではないかと。

もう一つは、これは少年院の院長先生に聞いたことですが、現行の少年院法は、少年院の長が何をしたいのか、悪いのか書いていないと。職員が何をしたいのか、悪いのか、全く書いていない。だから使い勝手が悪いということを聞いたことがあります。ですから、もし大幅に直すのであれば、職員という項目をきちんと作って、職員が何をすべきなのか、理念は何か、どんな場合に何ができるのか、何をしちゃいけないのかということが細かく書いてある法律に是非なしてほしい。特に叱るとき、制圧するとき、それから逃走、事故があったときに職員がどんなことができ、何をしたいのかということがきちんと書いてある方がよいと思うんですが、そういう意味で澁谷さんに、少年院でどういうときに少年院法の使い勝手が悪いのか、どういうものを書いてほしいのか、ぜひ聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院首席専門官の澁谷と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

私は、これまで長く少年院で処遇、教育を担う教育部門で勤務してきました。また、現在も特別少年院である久里浜少年院で少年の処遇に直接携わっておりますので、その経験からお話しさせていただければと思います。

今、毛利委員がおっしゃったように、例えば職員が少年を制圧するというのは、本来ない方がよいのですが、施設の中で職員が他の少年に暴行したり、職員にかかってくるというような、制圧が必要な場面というのはどうしても起こってしまいます。ですから、そういう場合にはどうしても、少年に怪我をさせないという意味でも、安全に制圧するというのは実務上必要なことです。

現行の少年院法では、そのような実力行使を直接定めた条文がありませんが、手錠を使用できるという規定がありますので、実務上、大暴れしている少年にそのまま手錠を使用するということではできませんので、安全に身柄を押さえて、けがをさせないような状況に制圧してから

手錠を使うという方法をとっています。つまり、手錠を使う前提行為として制圧が認められるという法解釈の下に実務を進めているのですが、やはり実力行使というのは、少年の権利制限という意味では大きな力を有するものですので、法律に明確に定めておいていただいた方が、職員にとってもきちんと適正な職務執行ができるということになりますし、少年にとっても、そのような場合には権利制限を受けるというのが明確になりますので、ただ今申し上げたのは一例ですが、法律上明確にしていだきたいという気持ちを持っております。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

今、総論的な問題としまして、少年院法改正の方向につきましては、いろいろ権利義務関係とか職員の権限とか透明性の確保などについて、今では規定がかなり不十分ですので、少年院の機能を十分に発揮させるためには、少年院法の全面改正を含めた法的整備が必要であるというのが、皆さんの御意見だったと思われます。

それから、少年鑑別所がその歴史的経緯や異なる機能を有する拘禁施設であるという性格など、社会に果たす役割なども多様なものを持っているというところからしますと、少年鑑別所に関する規定も体系的に取りまとめて法的整備を図るべきであるという御意見だと思われます。

そういう方向でいくということを確認いたしまして、次に各論ということになりますけれども、何を規定していくべきかについて順次検討を加えていきたいと思います。

まず、権利義務関係をある程度明確化していくべきであろうと思いますので、書籍等の閲覧、外部交通等について検討したいと思います。

先ほどの職員の問題については、また後で議論したいと思います。

実情を承知した上で議論した方がよいので、澁谷首席専門官からそれぞれの実情について御説明をお願いいたします。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院における書籍、雑誌及び漫画本等の閲覧の状況から御説明申し上げます。

久里浜少年院におきましては、国の費用によって少年を収容する各寮の図書室に、学習図書のみならず、小説やノンフィクション等、幅広いジャンルの一般図書を備え付けて、少年が読めるようにしております。これらの本の中には漫画本も含まれておりますが、主に歴史上の人物などを扱ったいわゆる学習漫画です。雑誌類の備え付けはありません。

自弁の書籍、雑誌については、少年が自身の費用で購入することができますし、保護者などから郵送や窓口で差し入れてもらうこともできます。ただ、施設の事務処理能力の関係から、学習図書を除いて少年1人当たり、毎月3冊までという制限を設けております。

差し入れ又は購入できる私本については、性風俗、犯罪、暴力団・暴走族等反社会的集団、薬物乱用及び売買等について興味本位で推奨するようなもの、加えて少年院では限られた時間で少年の変容を求めていくという観点から、矯正教育を中心とした院内の生活に集中させる必要がありますので、アイドル写真集など娯楽性が高い図書やギャンブル関係の図書、コミック図書、週刊誌等については制限をしています。

このように御説明申し上げますと、私本の制限はかなり厳しいとお感じになられるかもしれませんが、娯楽性の強い図書等の自由な購入や差し入れは、少年間の貧富の差が明らかとなって、上下関係を生じさせるということになりますし、また、不正な貸し借りというような規律違反行為を起させるなど、具体的な支障が懸念されることから制限を実施しております。

なお、雑誌については、芸能雑誌やスポーツ系の月刊誌を10種類程度指定し、その中から購入できるようにしております。

御説明しましたように、全国的にもすべての少年院に書籍が官費で備え付けられており、そのほかにも少年は郵送または窓口で書籍を差し入れてもらうことができます。なお、当院のように、書籍等を自費購入できるという少年院は全国でも10庁程度と、少数派になっています。

書籍の制限基準については、法律はもとより訓令、通達等にもなく、各少年院で独自に定めておりますので、先ほど申しあげました当院での運用が全国共通、統一のものではありません。

次に、久里浜少年院における面会と信書の発受の状況について御説明申し上げます。

面会と信書の発受の相手方は、保護者や親族、付添人、保護司、雇い主等です。非行仲間や共犯者、そのほか非行仲間のおそれのある友人等については許可しておりません。しかし、非行仲間や共犯者から在院少年あてに自分の電話番号等を記して連絡をしてこいと求めてきたり、出院後に会おうと誘う手紙が来ることもあります。

そのような手紙が送られてきますと、在院少年の改善更生や再非行の防止に支障を生じることになりますので、明らかに非行仲間や共犯者のものであると分かるものについては、一般的には少年が出院するときに、事情を説明した上で保護者に交付するという取り扱いをしております。ただ、保護者も少年とトラブルになることを避けて、出院後、そのまますぐに少年に渡してしまうという例もありますので、悩ましい問題だと感じています。

外部交通で悩ましい問題として、もう一つ話題になるのは、特に女子少年院で多いと聞いていますが、継続的に虐待歴のある親、あるいは少年の人格を否定する言動を繰り返す親、こういう人たちについては、親族であっても外部交通を禁止した方がよいのではないかと考えています。

少年院の外部交通について、最後に御理解をいただきたい点として、職員の介入があります。実際に、面会時に面会者と口論やけんかをしたり、興奮して泣き叫ぶ少年、あるいは発信する手紙に一方的に相手方を攻撃、中傷したり、金などを差し入れるように依頼したり、友人や恋人などに伝言を頼んだりというような要求事だけを高圧的に書くという少年が少なからずおります。このような少年たちに非行を反省させ、他人を思いやる心を養い、円滑な社会復帰を実現するためには、あらかじめ職員が面会時の態度や会話内容を指導しておいたり、面会時に職員が会話に介入したり、あるいは手紙を書く場合に職員が書き方を指導するということが必要であると思います。ここが少年院と刑事施設の外部交通の大きく違うところだと思っております。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

では、実情を踏まえたところで議論を進めたいと思います。

澁谷首席専門官の説明から書籍等の閲覧、外部交通、いずれも実務上全く自由というわけにはいかず、相当の制約や制限があるということが分かりました。書籍の閲覧と外部交通についてどの程度認めるのか、一定の制限ができるという規定が必要なのか、またどのような場合なら制限できると考えるべきなのか、条文案ということではなくて、一般論的な御意見を伺いたいと思います。

○影山委員 具体的に少年院法等を改正しようとするときに、どういうことが書かれるべきなのかと。とりわけ権利義務関係でということなんですが、具体的には書籍とか面会、信書の発受が例として出てきましたけれども、その前に、まず少年院における少年に対する処遇においては、例えば少年の個人の尊厳を尊重しながら行わなければいけないというような人権の尊重というものをしっかりうたう条文というのを、各論というか、しっかり書いていただく必要があるのではないかなというのを一つ申し上げておきたいと思います。

その上で、今、具体例で出た書籍のことであるとか、あるいは面会、信書の発受等に関して、現在の少年院法ではその根拠になる条文がない、ないしはほとんどないという状況でございますので、少年院ごとに独自にルールを作ってやっておられると、こういう御説明がございましたけれども、やはりこのような、本を読む、だれかと面会をする、あるいは信書等の発受をするというのは、もともと憲法に規定された基本的人権の問題にかかわるわけですから、本来であれば自由のはず。けれども、身柄を拘束して少年矯正の教育を行うという施設の特徴から、当然、今、澁谷さんから出たような様々な制約はあってしかるべきだろうというふうに思いますので、それは法律でしっかりと書かれていく必要があると思います。

自弁の書籍3冊までとか、そのあたりが各庁ばらばらなのかもしれませんけれども、どのぐらいまでがいいのかというのはなかなか言いにくいところで、本来であれば自由であるべきだと思いますけれども、しかし、やはり好ましくない書籍をしっかりと施設のほうでチェックできるということが必要だと思いますし、それから、例えばある子はものすごくたくさん本があつて、ほかの子はそれが余りないとかいうのが露骨に出てしまうというのは、矯正教育の場では余り好ましくないというのも分かりますので、そのあたりのバランスをうまくとれるような法文である必要があるのかなと思います。

それから、信書の発受の問題ですが、通信の秘密とか、そういう憲法上の権利はございますが、施設の特色上、不許可信書があるのは仕方ないのではないかなと思います。現在は、例えば不許可信書が出た場合、ここも現場のやり方を知りたいんですが、外から好ましくない文書が来ました、例えば外に出たら連絡をよこせよみたいに暴力団から来た信書であるとかいうような場合、不許可信書にしますよね。そういう信書が来たということは、まずその段階で少年には伝えますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 通常、信書が来たということは伝えます。

○影山委員 だれから来たというのは伝えないけれども、信書が来たが、不適切だから渡さないよぐらいのことは言うという意味ですかね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 手紙が来た場合には、封皮を見せて知らせることが多いです。

○影山委員 だれから自分に信書が来ているかまでは、少年に分かるんですかね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 そういう場合が多いと思います。

○影山委員 では、退院時には、基本的には渡さなければいけないように聞いているんですね。だからそこを保護者に事情を話して、これは保護者に渡す扱いをされるというのが先ほどの説明だったと思うんですが、むしろ不許可にしたときに、今のような扱いだと、あなたに信書が来ているけれども、これは渡さないよということを少年に伝えているので、そこで少年は場合によっては後で議論する不服申立ができるとかにしておいて、少年院としては、例えばその不服申立の判断のために必要なので、その信書はコピーをして保存をするとともに、その段階で不適切な信書に関しては発信者に返信をしてしまうと、戻してしまうというふうにすれば、ずっと退院までためておいて、退院のときに、これは保護者ないし少年に渡さなきゃいけないというふうな面倒くさい判断をしなくて済むのかなと。ただ、それが人権上大丈夫かどうかといういろいろ考えたりするんですが、一番よいのは、やっぱり不適切なものは不適切だとちゃんと判断するシステムは必要だし、判断した以上、不適切だと判断したので送り主に送り返しちゃう

と。だけれども、少年には、こういうのが来たよ、だけれどもこういう理由で不適切だから渡さないよと言っておいて、それが不服であれば、少年には不服申立の道を開いておくと。こんなふうに信書に関してはやったらどうなのかなと思っています。

あと、面会に関しては、例えば虐待をする親、これが問題になっていると言われたんですが、虐待していることがはっきりしている親で、少年が会いたくないとか思っているような親でも、親が来た以上会わせているんですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 強制的に会わせるということはいたしません。

○影山委員 結局、子供が嫌がれば、それはそれで、親とはいえ会えない状況はあり得るわけですね。ただ、場合によっては、そこで職員の介入が必要なのか。

そういう意味で、親といえども、親権者といえども、院長が、少年の福祉あるいは少年の矯正教育上、不適切であると判断したような場合には面会を制限するというふうなことも、ちゃんと法律の条文を根拠に持ちながら、そういうやり方は当然あっていいのではないかなというふうに私は思います。

それと、ちょっと面会のことがあったものですから、少年院において弁護士が少年に面会をしようとするときには、原則上は職員の立ち会いがない状態で会わせていただくような、少年鑑別所にはそういう付添人はこの限りではないみたいを書いてあって、ただ、その付添人が弁護士付添人だけではないような書き方で、少年鑑別所は書かれていますけれども、これも規則ですけれども、書きようがあるかと思いますので、少年院法でも、弁護士が少年に会うような場合には無立会面会を原則にさせていただいて、ただし、少年がそこで大騒ぎし始めたりした場合の職員の介入とかは当然あっていいのかなと思います。そんな制度があったらいいのかなと思いました。

○岩井座長 ほかに。どうぞ。

○毛利委員 澁谷さんにちょっとお尋ねしたいんですが、久里浜は外国人の方が多いですね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 はい。

○毛利委員 それで、図書に関して言うと、外国人が読める図書はちゃんとあるんでしょうか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 あります。

○毛利委員 どの程度か教えてください。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 現在、800冊ほどあると思います。ちなみに外国人少年は最近10名程度です。

○毛利委員 分かりました。

それから、面会と手紙のことですが、基本的にこの人は良いとかまずいとかを判断しているのは、院長ではなくて、1人の法務教官が判断していると考えていいのでしょうか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 そのような制限をする場合には、書面をもって院長まで決裁に上げて、院長の判断の下、施設として対応しています。

○毛利委員 この判断が後々正しかったかどうかという検証する機会というのはあるのでしょうか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 上級官庁による監査等の機会があると思います。

○毛利委員 その面会とか手紙を少年に直接情報として与えてよいかどうかという判断をどういう形で妥当なものにするかという検証するような仕組みが、ある程度法案の中に書いてある方が良いでしょう。以上です。

○広田座長代理 さっきの自弁書籍が3冊ということについて、施設の業務処理能力の理由でというお話だったと思うんですけれども、そこをもう少し教えていただけますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院では、最近は80名程度の収容人員ですけれども、各少年、学習図書を除いて3冊という上限で購入ができる制度にしています。それぞれの少年から希望を聴取して、書店に発注をかけて、その結果、品切れの図書等もありますので、品切れの図書については、これは今入手できませんよと少年に情報を与えてあげたりして、少年の希望の図書がなるべく少年の手元に届くようにする調整をした上で、さらに少年の持っている領置金というお金の中から当該図書分の費用を差し引いたり、内容を検査したりという事務手続がありますので、かなり膨大な手続になります。

そのため、人的な制限とか時間的な制限によって、無制限にはできないということで、そのような制限を設けております。

○広田座長代理 その発注をかけるときの少年は、どうやって図書の存在を知るんですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 新聞とかテレビとかラジオとか、そのほかに毎日、雑誌等を見ています。それから、官で備え付けた図書もかなり多くありますので、それに関連してこういう本が読みたいというような希望を述べます。

○広田座長代理 ここでのテーマの書籍、面会、信書の制限について、基本的には影山委員が言われたとおり、その制限をかけるに当たっては法律的で明確にその根拠を示すということはとても必要だと思います。その上で、特に面会、信書については、大きな問題が起きる可能性があるから、ちゃんと相手を見ないといけない。それから、書籍も、内容的に教育的な目的から逸脱するというのは問題があるから、それは何とかしないといけない。しかし、書籍の冊数

とか、どういう本をどういうふうに買うかとかは、そもそも教育上の不都合のために制限をかけているわけではないのですから、実務的、これは法律の問題というより実務的に、もっとたくさんの方に触れるような仕組みにしてほしいような気がしますけれども。

○廣瀬委員 今みたいに冊数を緩くすれば、各人で差が相当つく、貧富の差が出るという問題があるでしょう。それから、内容の適切さ、まさに教育的観点からのチェック、職員が中身を把握しないといけないという意味での手間もあるのではないのでしょうか。

○広田座長代理 そういうデメリットがあるのは分かりますけれども、収容された期間をいかに有効に利用するかのために、職員の働きかけとは別に、いろいろな文字情報から学ぶというのはとても重要なことだと思うんですね。

○廣瀬委員 おっしゃっていることに反対しているのではないですが、一定の上限は設けざるを得ない面があります。3冊がよいのかどうかは、現場によって違うのだと思いますが。

○影山委員 3冊って、収容期間内全部トータルして3冊ですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 1月当たりの冊数です。

○影山委員 ただ、本当に知的な興味とか知りたいというのは個人的なもののすごい欲求で、個人差も結構あるので、本当にはまっちゃって知りたい、読みたいということになると、もう1週間に1冊とか2冊とかというのは、それがもうはまったときには、我々も経験あると思うんですけども、1か月に3冊というと、本当に興味あるときにまさにやらせてあげたいみたいなきっかけもありますよね。

それと、今の3冊というのは自分のお金で、事務手続が面倒くさいというのがあったんだけど、例えば親が差し入れをしてくるか郵送で送ってくるとかも合わせての3冊なのですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 それとは別です。

○影山委員 そうすると、本人が欲しいと言って適切な教育本だったら、親がどんどん送ってきたりすればそれは構わなかったり、あるいは学校の教科書だとか、あるいは大学の入試資格の試験なんかを受けるための参考書であるとか、そのような本を親がどんどん差し入れるというのは、その3冊制限の中には入らないですよ。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 はい、そのとおりです。

○影山委員 それから、例えば最近だったらパソコンを寮ごとに置いておいて、パソコンでいくらかでも書籍が読めたりする。そこにフィルターをかけてへんなサイトにアクセスできないようなプログラムの開発は若干難しいかもしれないけれども、いずれにしても、紙に書いた本ばかりだけではない話というのも今後は想定しておかないといけないかなと思うんですけども。

○廣瀬委員　そういう細かい議論をし出すと時間がないので、具体的なところは現場に任せるほかないと思います。基本のところはおっしゃるとおりでよいと思います。原則、その権利、自由もあるが、成人の場合なら、保安、逃走、規律維持などでの規制になりますが、少年の場合はそれにプラスして健全育成、本人の最善の利益、福祉とか、そういうものの制約はかぶるという形で決めておけば、それでよろしいのではないのでしょうか。

○徳地委員　私自身は、基本的には国費で本は購入した方がよいかと思っております。その理由として、多分、生徒個々で3冊としましても、その管理は当然担任がやるかと思うんですね。本来担任の仕事というのは、本の管理も必要ですけども、もっと大事なことがあるかと思うんですね。私も実際に担当しまして、個々の生徒の、たった12、3名の生徒ですけども、個々の生徒が購入したものを全部一覧としまして職員が個々で管理するというのは、非常に大変な労力が生じます。

　　そういうようなことを考えますと、基本的には国費で本を購入していくのがよいかと思っております。一つには格差もなくなります。それからまたもう一つ、私は以前、少年院で読書療法をやっているということを読んでいまして、そのときは、少年院で購入している書籍の一覧というのが以前あったんですね。少年院の処遇というのはこういう読書療法で、こういうことをやっているのかということが非常に参考になりまして、その一覧をピックアップしまして、私自身も国費でその本を買ってもらいまして、図書館の方で購入していただきまして、これはやはり生徒がみんなこれを見たというような経験もあるんですけども、そういうふうなことが1点あります。

　　それから、面会についてなんですが、これは先ほど澁谷先生がおっしゃったとおり、特に虐待の親、それから絶対親に会いたくないという子供がいるわけです。そうした場合、一番危険なのは、本人が会いたくないと言っているながら強制的に会わせるということは、非常に危険です。あくまでも、子供の気持ちとか状況を最優先しなきゃいけないということが一つあるかと思えます。

　　親が来たから絶対会わなきゃいけないという、そういうことはいけないということと、もし本人がそういう気持ちでいるのであれば、当然担任が親と面会しまして、それで子供の状況等を説明して、親とのことに関しては子供に、保護者が君のことを心配したとか、そういう程度でやるべきじゃないかと私自身は考えております。

○石附委員　一言だけお願いします。書籍のことですけども、思想とか宗教ですね、この辺はどんなふうにしていますか。例えば親が特殊な宗教に入っていて、その本を持ってきた。そ

れがカリスマ的な、ちょっと教育に影響するかもしれない、あるいは本人がそれを買うかもしれないとか買いたいと言ったとき、それから思想についても同じですけども、そのようなものはどうなっていますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 宗教関連の本については制限いたしません。ただ、極端に過激な思想に関して、私は経験がないので、それについてはお答えしかねますが、信教の自由については施設でも尊重しておりまして、それを制限するということは原則としてありません。

○石附委員 その辺が、ちょっと誤解をされているようで、少年鑑別所で、ある本を受け入れてもらえなかったということを聞きました。だから、少年院が今伺ったようなことが事実だったら、それはそれでよいと思いますけれども。

もう一つは、虐待の親のことですけども、虐待されて少年院に入っているんですけども、少年が虐待された経験がある背景だとか考えると、将来の処遇の目標というのは再統合ということも考えなきゃいけないんじゃないかと思います。

そうしますと、ただ嫌がっているから面会させませんということではなくて、現場でも御苦労はなさっていると思うのですが、再統合に向けて、嫌いだったら嫌いでも、親子関係の調整とかそれから保護者への処遇とか措置とかについては、ある程度力を入れていただければ、そういう普通の養護施設ではなかなか難しいことですけども、少年院だったらきちんとした分離をしながら両方を見ていくということができると思いますので、その辺ができるような親子の交流ということを念頭に置いた規制にしていいただければと思っております。

○岩井座長 ありがとうございます。どうぞ。

○廣瀬委員 さきほど、影山委員からパソコンの話が出ましたけれども、今いろいろな機器が発達しているので、電話、インターネットのＩＰホン、テレビ電話、スカイプとか、そういうのも含めて、これはどこまで自由にするかを考える必要があるだろうと思います。

基本は面会と同じになると思いますけれども、さきほどのいろいろな教育目的等の制約はできる。ちょっと性質が違うのは、ずっと職員がついていて見ていることはなかなか大変なので、影山委員がおっしゃったフィルタリングなど、技術的な問題はあると思いますけれども、これもこれから先問題になり得ると思います。

○岩井座長 刑事収容施設法でも、一定の要件の下で電話の使用が認められるということで、そういうことの可能性も少年院法で規定してはいかがでしょう。

○毛利委員 １週間に１回ぐらい電話をするのもよいのではないかと僕は思っているんですけども、例えば、１週間に１回は電話でき、それは法務教官がそばにいて、内容を聞いていて

もよいと思うんですけども、そういうことは不可能でしょうかね。澁谷さんにお尋ねします。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院では、現在、在院少年に電話を使用させることはしておりません。ただ、当院にも、近隣の都県に自宅がある少年ばかりではなくて、東北や関西など、遠方に自宅がある少年も在院しております。それらの少年については、やはり時間や費用もかかるので、保護者が面会に来る機会がなかなかありませんので、電話が使用できれば、心情安定とか保護環境調整に役立つのではないかと考えることがあります。

○毛利委員 それから、外国人について、外国に親がいて、向こうから電話をかけてきた場合には、電話料を肩がわりするのは大変でしょうけれども、向こうからかかるなら認めてもよいということはないでしょうか。

○本田委員 スカイプなら安い。

○毛利委員 スカイプなら安い。津富委員，どうぞ。

○津富委員 多分、受信は、相手が誰だかわからないので、制度上ありえないと思うんです。こっちからかけるしかないと思うので、かかってくる電話はないかなと思いました。

○毛利委員 では、スカイプでかけるということでどうでしょう。

○津富委員 それは技術的な話ですから。

○毛利委員 権利についてはどうでしょうか。権利について、少年が外国にいる親と通信する権利について。

○津富委員 だから、こちらからかけるのであれば僕は良いと思います。付け加えですけど、入院直後は、親御さんからすれば、本人がどこへ行ったかよく分からないので、声が聞きたいという需要があると思います。ですから、1週間に1回はさせておき、できるだけ入院直後に、1回、親御さんが子供の声が聞けるという状況はあった方が良く私は思っています。

○徳地委員 澁谷さんにお伺いします。例えば受験をする場合とか、あとは保護者が何かの事情で亡くなったとか、そうした場合は少年を一時帰宅させるということはあるんですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院では余り例がありませんが、全国の少年院ではそのような例はあると思います。

○徳地委員 受験でも帰すわけですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 受験のために外出するということもあります。

○徳地委員 当然その場合は、教官と一緒に立ち会うということですね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 原則として一緒については行きますが、試験場にまで入るか

どうかはケースによると思います。

○徳地委員 あと、亡くなったときもやはり本人の家庭まで一緒についていくということですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 葬儀などで外出する場合があります。

○津富委員 補足ですけれども、この前、イギリスの刑務所へ行ったときには、海外にかけさせていました。これは、実例です。

○毛利委員 あともう一つよいですか。この面会のさせて良い人、悪い人、また、10代の場合に恋人とか妻とかいた場合どうされているんですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 妻の場合には面会させます。ただ、恋人、友達には面会させない場合が多いと思います。

○毛利委員 恋人に会いたいというのは、否定されなければいけないんですか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 これまで少年が生活してきた環境から、少年院に収容することで、一時的に引き離して矯正教育を効果的に行うという観点からは、認められない場合が多いと思います。

○毛利委員 分かりました。

○岩井座長 外部交通につきまして、親族との面会や手紙のやりとりはどんな場合も禁止すべきではないと考えるか、あるいは一定の場合には禁止することもやむを得ないとするのか、大体皆さん、やはり禁止することもやむを得ない場合というのを、そういう制限について法律で規定する必要があるというお考えだったと思うのですが、非行仲間からの手紙など、矯正教育に支障があると考えられる手紙について、先ほど影山委員からも発言がありましたけれども、出院時には必ず交付しなければならないとするべきでしょうか、それとも制限できると法律ではするべきでしょうか。

○廣瀬委員 これは結局そういう合理的な判断での制限ですから、渡さないでいいと思います。影山委員がおっしゃったのでよろしいと思うのですが。

○影山委員 いろんな判断をしたときに、少年の方から異議申立というか、それが正しかったのかどうかのチェックをする機会はやっぱりに常に保障される必要があると思うんですが、退院時にも渡さないという判断をしたときに、もう退院しちゃうんで、結局は再審査というかな、そのチェックのやり方作りがちょっと難しいなと思ったんですね。

それなので、さっき私が申しあげましたのは、もう手紙が来たときに判断をして、その判断は少年に伝えながらも手紙は返しちゃうということにすれば、退院時にストックしておいて

それを渡す、でも渡さないやつも出てきちゃうみたいな、それがちょっと面倒くさい判断をしないで済むのかなと思ったので、先ほどのような制度構想を申し上げた次第でした。

○岩井座長 送り主に返すんですね。

○影山委員 そうです。

○津富委員 澁谷さん、聞いていてどう思われますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 封皮などから明らかに共犯者とか非行仲間であると分かる人から手紙が来た場合に、影山委員がおっしゃられたように、返送できるという制度ができるととても助かります。

○岩井座長 それから、面会のところでは、虐待をしている親などとの面会について、少年が望まない場合にはその少年の意志を尊重するということでしたけれども、石附委員から、やはり少し親子調整という役割を施設側でした方がよいのではないかという御意見もございました。面会のときにあらかじめ介入するといえますか、親との面会においてもある程度職員が介入できるという形にしておけば、何とかそういう措置もとれるのではないかという感じがいたしますが、どうでしょうか。

○本田委員 私も難しい親子をいっぱい扱っていますので、虐待をしている親とやられていた子供を一緒に面会させて、その中間に立ちながら面接を調整するというのは、かなり技量が必要になります。これを教官に期待するのは厳しいと思うので、処遇の中に親教育のプログラムを作って、何段階までクリアしたら会ってよいとかにしてみてもどうでしょう。アメリカでは裁判所がそれをやっているんですけれども、そのようなシステムを作ってから、ここまで来たらよいですよとしたほうが、少年側の負担は減るんじゃないかと思います。

○石附委員 私もそう思います。それをしないで、いきなり会わせるということを考えてはいないのです。ただ、少年院というのは、少なくとも3か月、半年、あるいは1年、2年とあるわけですから、その間に親子関係を調整するということが可能であるわけですから、その今うたっている中でも、少年の保護者への働きかけということは、結構少年の立ち直りのために大事な事として重点的に掲げられているわけですから、それをするために、今おっしゃったように、いきなり会わせるということではなくて、それなりのプロセスを踏んで、そして退院のときには、仮退院のときにはそれなりの見通しが立てられるようにすることも処遇ではないかと考えているということです。

○廣瀬委員 その辺はおっしゃるとおりだと思いますが、要するに、面会のときに会わせるか会わせないかの教育的判断をする、会わせるけれども、適宜というか必要があれば職員が介入

できる、ここまで規定として設けておけば、いろいろな場合に対応できるのではないかと思います。逆に、それを設けていないと、何で介入するのだということになりますから、今の立法の議論としてはそれでよいのではないかと思います。

○毛利委員 その問題に関してなんですが、例えば親に介入するとすれば、一番その問題がはっきり分かるのは、鑑別をしている段階じゃないかと思うんですね。鑑別の段階でそういうことが分かって、家裁の調査官も関係なんかを把握しているときに、審判の直前か直後ぐらいに少年鑑別所の中でその親に初歩的な教育が一つできるような段階をつけたらどうでしょうか。

○廣瀬委員 今、処遇の議論をしているわけではないですから。

○毛利委員 いや、法律としてなんですけれども、法律としてそういう法律を作って、少年鑑別所が手当てするというようなことをしたらどうでしょうか。もうこれはどうかということだけでちょっと伺いたいんですけれども。大変だからやりたくないということもあるかもしれない。

○千葉少年鑑別所西岡首席専門官 ちょっと御質問が難しいなと思いますが、少年鑑別所の段階は、審判決定前の鑑別の必要性によって収容されていますので、親子双方が面会したいということであれば面会をさせるというのが現状です。中には保護者の方が少年に殴りかかったりするようなことがあって、職員が制止する場面もないわけではないのですけれども、親子関係を把握する場面として、面会場面というのは鑑別にとっても非常に重要な場面になりますので、面会は実施させておりますし、必要があれば職員が介入するというようなことも日常的に行われております。

○毛利委員 もし少年鑑別所の法律に保護者に対する働きかけが明記してあるとします。例えば家裁の審判で、これは虐待をしている親であるという人が勧告を受ける。そして、少年が少年院に行った直後ぐらいに、親もまた少年鑑別所に呼ばれて、「あなたも大変だったね」というカウンセリングから始まって、「それじゃやっぱりよくないんじゃないでしょうか」と指導される。そういう話し合いを持って、親を少し助けてあげる、もしくは教育するというような機能がもし少年鑑別所に、法律で振り分けられたら嫌でしょうかという話なんです、いかがでしょうか。

○千葉少年鑑別所西岡首席専門官 分かりました。先ほども、一般少年鑑別という話がありましたけれども、今も、保護者の希望があれば、職員がその枠の中で相談に乗るというようなことはしておりますので、仮にそういうことがあれば、これまでも要望があれば対応してきたということがありますので、対応するのかなと思います。

○岩井座長 では、ここでまとめさせていただきますが、書籍の閲読につきましては、施設で良い本を十分用意するということが必要だということ、外部の図書館から借りるということも行われているようですから、できるだけそういうことで、書籍の閲読を十分させるということ。それから、私物の本の差し入れや購入については、健全育成を阻害しない範囲で、管理運営上の支障とか貧富の差なども排除しながら適切に認めるということ。

それから、外部交通については、権利性は認めながら、親族であっても有害な虐待歴のある人などについては、ある程度外部交通を禁止できるような根拠規定を置くべきだということ。それから、非行仲間が自己の電話番号を記し、出院後に連絡を求める手紙などについては出院時においても交付しないことができるような根拠規定を設けていくということですね。

また、保護者との面会のときに職員が会話に介入するということも、少年の利益になる場合もありますので、そのような場合には、やはりなし得るという根拠規定を設けること。

それから、少年院においても、一定の要件のもとでの電話の使用も認めるべきであるという形でまとめさせていただきたいと思います。

次に、施設の規律、秩序と適正な処遇を確保するために必要なものとしまして、職員の権限に関する規定についての議論を進めたいと思います。

一般に考えられる職員の権限規定は、身体検査、手錠などの使用、保護室の収容、被収容者が暴れる場合などの制止などの措置のほか、懲戒に関する規定があると思いますが、まず実情を把握する必要がありますので、澁谷首席専門官からそれらを行っている、あるいは行う必要があるという実情について御説明願いたいと思います。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 御説明させていただきます。

まず、身体検査についてです。少年院処遇規則第9条第1項に、新たに入院した者については、規律と衛生を保つため、直ちにその身体、衣類及び所持品を検査しなければならないという規定があります。規律、秩序維持上の必要から行っているその他の身体検査や居室検査についての根拠規定はありません。

実情ですが、実科教室や運動場等から部屋に帰るときなどは、必ず身体検査を行っております。通常、衣服を着た上から職員の手で感触で検査をするというものです。危険な物品を部屋に持ち込まれるというリスクを考えれば、当然必要な措置であると考えております。

なお、居室検査については、日によってやり方の濃淡がありますが、ほぼ毎日実施しております。

手錠についてですが、少年院法第14条の2に、逃走、暴行または自殺をするおそれがある

場合に使用することができると規定されておりますが、他施設や病院などへ護送するときに使用することがほとんどで、今年は当院で４８件の使用実績があります。それ以外では、今年を例にすると、制圧時に使用した例が１件あります。

次に、保護室関係ですが、久里浜少年院には保護室が現在３室あります。使用頻度はそれほど高くありません。昨年１年間の使用実績、件数は、自身を傷つけるおそれが６件、大声又は騒音が２１件、他人に危害を加えるおそれが７件、設備等の損壊又は汚損のおそれが２件です。しかし、少年が本気で暴れたり、開き直って大声で叫び出したりした場合などは、一般寮でも単独寮でもどうにもならないという状況になりますので、保護室は少年院には必要な設備であると思います。また、自殺をしようとした少年などには、保護室であれば自殺に用いられるような物品、設備はありませんし、視察用のカメラもありますので、安心できます。

保護室収容で気になりますのは、刑事施設では保護室の収容要件や手続について、法律に規定が設けられておりますけれども、少年院では法律の規定がなく、通達だけという現状であるということです。

最後に、少年が暴れた場合の対応について若干御説明いたします。

当院の場合は特別少年院ということもあり、月に１回か２回ぐらいは、少年が他の少年に殴りかかったり職員に向かってきたりして制圧する事例があります。これも先ほど御説明したとおりですが、少年院法には規定がありませんが必要に迫られて行っております。

刑事施設では、刑事収容施設法第７７条に、制止等の措置という規定があって、他人に危害を加えたり職員の職務執行を妨げて規律、秩序を害する場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するために必要な措置を執ることができると明記されておりますので、少年院法にも同様の規定を設けていただきたいと思います。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

これらを行うことができる根拠については、配布資料の職員の権限の明確化の観点からの規定についてという資料に取りまとめられておりますけれども、御覧のとおり、手錠等の使用と入院時の身体検査に関する規定は、法律または省令で規定してあります。省令でよいのかという問題はありますが、時間の関係上、この２つは一応よしとして、残りの入院時以外の身体及び居室等の検査、保護室収容、制止等の措置、それと懲戒について順次議論していきたいと思っております。

まず、入院時以外でも身体や居室等の検査を行う必要があり、これを実施していることは、

先ほど澁谷首席専門官から説明がありましたが、これについても本来はきちんと規定しておくべきとお考えでしょうか。それとも、学校でも所持品検査が行われているように、必要な限度においては当然検査できるとお考えでしょうか。この法律に規定すべきかどうかというふうな点について御意見を伺いたいのですが。

○毛利委員 僕が見ている限りだと、例えば授業が終わった後で、少年たちが持っているノートに余計なことを書いていないのかも全部チェックしていますよね。だから、かなりその少年の持っている私物の中も徹底的に見ているという感じがするんですが、仕方がなしにそうしているんだなと思うんですが、この辺の少年の権利をどう考えるかというのを一つ一つ法律に明記できるものでしょうか。やって良いことを書くにしても、書くとうにでもできるようになるので、どこで制止できるように、法務教官の仕事を穏当なものになるように、暴走しなくて済むようにとどめるかということなんなんですが、澁谷さん、法務教官がいろんなことを実行するときに、自制しなきゃいけないというのは、皆さんどうされているんですかね。研修とか、教育の中で醸成されているんですかね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 採用されて以降、様々な機会に研修を受けますので、その都度必ずそのような勉強をして、日々の職務に生かすようにしております。

○毛利委員 仕方ないと思いながら、そのノートの中の全部を見ている様子を見ると、どことなく不自由だなという気はしますが、仕方がないのかなと思います。広田委員はどうですか。

○広田座長代理 だから、教育目的のためについどこまでもやり過ぎてしまうとかいうことが起きると歯止めがなくなってしまうので、でも、法律にそんな細かく何か書くというよりは、先ほど影山委員が言われたけれども、少年の人間としての尊厳を尊重しながら行うという、その基本を逸脱しなければ、その範囲でということになるんだと思います。

○影山委員 収容、身柄拘束されながらの矯正教育を行う施設ではありますが、身体検査を受けるとか、あるいは、自分の居室とかのプライバシーが全部のぞかれてしまうのは、やはり全部人権にかかわる問題だろうと思いますので、それができるためには、今みたいな法律の根拠なく、事実上やっているとということはいくらよくない。ないしは規則でしか根拠がないというのはよくないと思いますので、当然、それは現実に僕は必要だと思いますので、必要であるのだったら、ちゃんと法律上の根拠を作るべきだと思います、身体検査に関しては。

○津富委員 ちょっと戻ります。毛利委員が言われたことにちょっと反論してなんですが、今回、広島少年院のようなことがあったわけですが、もともと、暴力を振るうとかあんなことを

やって良いなんてことはどこにも書いていません。つまり、今、少年院法を変えて、できることはここまでですと「できる」規定をきちんと書いたところで、書いてないことをする人はいるんだと思います。

だから、せいぜい少年院法を変えるということでできることは、次のことはできるという根拠の条文を書くより前に、まず、主文として、これはやっちゃいけませんよという条文を入れることだと思います。さっきの面会の話と一緒になんですけれども、外部交通権は権利ですと、最初に書いておいて、それより後に、次のときは制限できますという条文が続くべきです。つまり、主文というか最初に、「原則として次の場合を除き強制力の使用はしません」という条文が必要だろうと思うのが第一点です。

それから、もう一つは、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則だと、たしか一番最後のところに、職員はこういうことをしてはいけません、例えば虐待してはいけませんとか、そういう条文が幾つか列挙してあります。パラ 8 7 a に「拘禁施設に属するいかなる人員あるいは収容施設のいかなる職員も、いかなる口実や状況においても、いかなる方法による拷問、いかなる形態での過酷な残酷な非人道的な、あるいは品位を汚す取り扱い、処罰、矯正あるいは懲戒を行い、煽動し、黙認してはならない」とあります。さらには、8 7 c に、「この規則に対する深刻な違反が既に発生し、あるいは発生しつつあると信ずべき理由のある職員は、審査あるいは改善の権限を有する上位の当局者あるいは機関に対して、その事実を報告しなければならないとか、すべての職員は肉体的、性的及び情緒的な虐待及び搾取からの保護を含む少年の身体的及び精神的健康に対する十分な方法を確保しなければならず」とあります。

少年院法は、「やってはいけない」という当たり前のことのところを書いていなくて、やってよい根拠だけを並べているため、その結果、職員の意識として、少年の人権を尊重するという意識、つまり、やってはいけないことについての意識が弱くなっている部分があると思います。ですから、今少年院法を変えてとしてできることは、職員の権限を書くことだけでなく、当たり前のことを書くということだと思います。

○毛利委員 先ほど、僕がお尋ねしたのも、法律の中で少年の権利を制限できるという言葉がずっと書かれていくと、法務教官にとっては、読んで万能感を感じる可能性だってあると思います。「なんでもできるじゃん」というような錯覚を起こさないためには、暴走をとどめるにはどうするか、という趣旨で伺いました。そういう意味では、少年は何々できると先に書いてあったり、少年の何を守らなければいけないということが書いてあれば、もしかしたらバランスがとれるというようなことなんでしょうかね。

○影山委員 同じようなことになりますが、今は、先ほど身体検査のところで申し上げましたけれども、実力行使に関しては、刑事収容施設法で条文があるように、制止等の措置、これに匹敵するような条文を設けるべきではないかと思うんですが、まさに皆さんの議論と同じなんです、これを入れるのであれば、例えば虐待だとか体罰だとかはもうゆめゆめやっちゃいかんという条文も併せて入れるべきではないかなと思います。

○岩井座長 では、やはり身体検査や居室検査についての根拠条文については、やはり法律にきちんと規定していくべきであるということですね。

それでは、次に、保護室収容の問題ですけれども、現在は通達で収容要件や手続を定めておりますが、刑事施設と同様、保護室に収容する根拠などは法律に規定しておいた方がよいでしょうか。何かお考えはありませんか。

○廣瀬委員 やはりこれも規則じゃなくて法律事項にすべきだろうと思います。やはり重要な権利制約ということになりますので。

○岩井座長 皆さん、そういう御意見ですね。

○毛利委員 徳地委員に伺いたいのですが、武蔵野学院にもありますよね。それを使うときにどういう手順で判断されているのかというのをぜひ教えてください。医者がされているのかなと思うんですが、病院の中に確かそういう思い切り暴れられる部屋があったように思うんです。

○徳地委員 うちの場合は、マニュアルがあります。1つの内規等と同じ効力かと思うんですが、例えば具体的に児童が行動化する、いわゆる虐待の子供が今83%入所しています。そのような児童が行動化する場面がよくありました。最近を対象児童が随分違ってきたもので、余り行動化する点がないんですが、私がいたときは、行動化する生徒が多く、職員が全員行ってもどうしても説得できない場合があるんです。そういう場合は一時的に入所できる居室があります。これは、俗称グリーンルームといいまして、怪我しない程度にスポンジがすべて周りを囲ってあるという、精神科病院ですとそのようなものはたくさんあるかと思うんですけれども、そこに一時的に入れます。その後、落ち着いてきましたら、担当の職員といろいろと話し合う、あとは精神科医もしくは心理専門職がいますので、担当職員が子供の話をよく聞いて、この生徒は寮に帰しても大丈夫と思うような判定を精神科のドクターが下していただければ、そのまま一般寮でまた処遇を継続します。どうしても興奮がおさまらないとか、場合によっては精神科のドクターの判断で1日、2日、継続的にそのような居室に一時的に収容する。これもあくまでも、どんな生徒でも構わなくてそういうところへ入れるというわけにはいきません。必ず行動の一部を制限するいわゆる強制的措置というものが、必ず家庭裁判所の決定に付いていな

いと、できないわけです。

ですから、一番困りますのは、単なる保護処分で来る生徒は、この強制的措置が付きませんので、また児童相談所の措置、27条1項3号というのがあるんですが、この子供に関しても強制的措置は付きませんので、そういう生徒が行動をした場合でも、入所させることはできませんので、そうした場合は各寮舎にあります静養室というところに一時的に個別的に対応します。小舎夫婦制の形態では、片方の職員がそういう子供に対してつきっきりで対応するということで支援しております。

○毛利委員 ありがとうございました。ということは、保護室に緊急の場合に一時的に入れるという文言があるにしても、その入れた後に、これを入れ続けるかどうかということ少年院の中できちんと、例えば少年院なり首席なりが協議して、そして判断をどこかですという文言が入っていないと、自由自在に入れっぱなしにできるというようなことになりかねないので、そうした方がいいんじゃないでしょうか。

○影山委員 中断になった場合には、すぐにやめるという条文は当然入るんだろうと思うんですね。恐らく、まず保護室に関しても、廣瀬委員が言ったように、これはちゃんと法律で決めるべきだろうと思いますが、したがって、その場合には恐らく現在の通達に書かれているようなことが条文化されていくのではないかと思います。

似たような条文が刑事収容施設法の中にもあるんですが、保護室等に収容し、あるいはその期間を更新しようとする場合には、必ず医者の意見を聞かなければいけないという条文があって、現在の少年院の通達にもそれがあるんですが、恐らくこれは条文化されるだろうと思うんですけども、この医者の意見を聞かなければいけないというのも、現実には電話か何かで医者に、こういう子がいるんだけどいいですかという意見を多分聞いているぐらいだろうと思うんですね。

そうではなくて、必ず医者の診察、ちゃんと医師が子供を見るというふうなことがあってしるべきではないか。とりわけ少年院では、そういうふうな保護施設にまでいなきゃいけないような子供がいた場合には、やっぱり医師がちゃんと見るということが必要ではないかなと、私は思います。

○石附委員 そういう意味で、人権を制限することについてはすごく敏感になって、繊細でないといけないと思いますけれども、私は、この少年院法が何となく適当で大枠であるような気がするの、一つは少年院法の第3条、「法務大臣は、少年院を適当に維持し」とありますが、適当に維持するって何だろうとか思うんです。普通こういうところには、適正にと適切にと

かいう言葉である。その適当にという言葉が少年院法の中に結構あります。適当というのは、裁量の幅がかなり広くあるということですから、そこのところはきちんと枠を決めるということが、特に今のお話のような人権を侵害するおそれがあるときには、適当ではいけないわけですから、最初の第3条にこれが出てきますと、全部、ああ適当かという感じになりますし、これを読む側も、それから職員の側も、適当という言葉がすごく印象深くなりますので、この適当だけは何とかしていただきたいと思います。

○岩井座長 それでは、ちょっと時間ありませんので、次に制止等の措置についてに移ります。

少年院法や規則には規定がないものの、少年院法で手錠の使用を認めていますので、それよりも緩やかな抑制や実力行使であれば合理的に必要とされる範囲で行うことができるという、そういう考え方で行われているようなのですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。どの程度までしっかり法律に書いておくべきかということについて、御意見伺いたいのですが。

○廣瀬委員 これも、これまでの議論と同じだと思いますけれども、権限を明定すると同時に、やり過ぎちゃいけないということもきちんと書くという形だろうと思います。

○毛利委員 例えば、聞いたことのある警察官の話なんですけど、職務尋問をして、暴れた少年がいて、その人を公務執行妨害で捕まえるというので、警察官が4人で手足を持って持ち上げて、そのついでにどすんと落として骨折させたという事例を、僕は親御さんから聞いたことがあるんですけれども、要するに制圧って、そういう途中のところでちょっと悪意を込めればどうにでもできる性質が忍び込んでいますよね。だから、そういうものを法律の文言でどう制止できるのかなということに、大変難しいなと思いながら考えています。もしその辺、御意見いただければと。

○廣瀬委員 法律上は、警職法とかいろいろなところで出てきますけれども、要するに必要最小限度というのをきちんと入れておけば、あとは事実認定の問題となります。

○岩井座長 刑事収容施設法にも制止等の措置について規定がありますので、これ以下にはならないというふうに。

○毛利委員 そういう法律や規定が、遠回りしてけん制しているということですね。

○岩井座長 それでは、次に懲戒の問題ですが、この根拠は少年院法第8条にあります。刑事収容施設法の懲罰とはもとより異なる制度ですけれども、手続や補佐人に関する規定が法律にも省令等にもないのですが、違和感があるのではないのでしょうか。現在は、その懲戒の内容な

どについても御意見がありましたら、伺いたいと思います。

懲戒の手続は必要ですね。懲戒理由については、刑事収容施設法にも懲罰の要件、懲罰の種類について法律で規定がありますので、手続についての規定がどの程度のものについて必要なかというふうなところで御意見ございますでしょうか。

○影山委員　すごく大ざっぱなことを申し上げると、懲戒できると、懲戒の種類はこういうものですよというのが現在の少年院法の8条に書いてありますけれども、余りにも大ざっぱ過ぎると。当然、懲戒手続をする場合にはこういう手続でやるんだという手続法的な定めというものもあってしかるべきではないかなというふうに思います。

それから、懲戒の種類なんですけれども、例えば20日を超えない期間、衛生的な、ここで衛生的なというのが出ているんですが、単独室で謹慎をさせることと書いてありますけれども、例えばその謹慎期間中、どんなことをさせるのかとかいうことも、これは場合によっては規則でもよいかもしれないんですが、あってしかるべきなのかなと。ちょっとほかの総論的なこととも若干絡むんですが、少年院にいる子供たちに対する学習権の保障みたいなものに関する条文も実は欲しいなと思っているんですけれども、例えばこの謹慎期間中は学習権に関してはどんなふうを考えるのかとかいうふうなことも、本当は少し考えをめぐらせながら制度設計をする必要があるのかなと、そんなふうに思います。

○広田座長代理　教育のためにこういう制約がなされるべきでないということを、やっぱりちゃんとルールにしてほしいと思いました。成人の場合、秩序を乱した場合とか、そういうやむを得ずやる手段であると。少年の場合も多分そうでないといけないんだと思うんですね。それを教育目的のために、ある範囲までは許されるとやっちゃうと、結構いろんな問題が起きるから、余り教育上の目的と懲戒が重なる、利用されとか、制圧が教育目的でなされとか、そういうことが起きないような文言にきちんとしてほしいと思いました。

○本田委員　教育の面のところで行動規範というのを決めてみてはどうなのでしょう。アメリカの例を出して恐縮なのですが、例えば違反した行動のポイントが決まっていて、それに対する対応も最低から最高まで決まっています。こういった行動をした場合には最低限この責任、自分のやった違反に対して責任で、罰ではないので、こういう責任で最大限こまでというのが幾つかやった行動を類型化されていて、一番重たい、それこそ職員に対して暴行をしたとかという1回でも8点で、そうするともういきなり単独房とかとなっていくます。

所内での懲罰規定はあると思いますが、今施設で何を困っているかという、仕事をさぼりたかったり単独房に行きたいから、暴れるという例です。多少暴れても、制圧される寸前ぐら

いだったらそのまま帰されちゃうので、もうここでぶん殴れと自分で興奮していくついでに職員も殴っておくという確信犯もいたりするんですね。ですから、懲罰を道具として使われないようにしないといけないので、教育的な目的と合わせながら規則をきちんと作っておくというのではないかと思います。明確になっていけば、それ以上のことを少年にした場合には、それは教育ではなく職員の方が罰されますよという制限をかけておかないといけないと思います。

「適宜」と言われても、その裁量はだれがするのかあいまいになります。では、第三者が入ってどのくらい客観的にその状況を言えるかということ、実際の事故や事件が起こった現場にいませんから難しいと思うんですね。

なので、この2つに関してはちょっと別途何々に定めるということで、もうちょっと細かい類型化をした状態での条例が必要なんじゃないかなと思います。

あと、その制圧について、今日、市川委員がいらっしゃらないので、本当はいらっしゃったら聞きたいんです。精神科の場合ってかなり細かく、こういう症状だったら拘束服着ていいですとか、ここだったら鎮静剤でいいですとか、何日とかというのはかなり決まっていると思います。市川委員に伺えるならそのあたり参考にできるものがあるといいかなと思いました。

○津富委員 広田委員に言われたので、申し上げます。書きぶりは別にして、現実には、少年院では単独室に入れてからの処遇は、教育的なこととしてやっているのは間違いないと思うんです。先ほど影山委員が言われた学習権の話もそうですが、だから、単純に、単独室収容を罰なんだと決めてしまうのは難しいと思いました。

それと関連するんですけれども、今の、座長からの問いかけは、手続に関するものだったんですが、手続以前にやっぱり懲戒の理念みたいもの、先ほど申し上げたことと同じですが、最初に主文が欲しいと思います。再度、国連規則を見ていくと、懲戒のところの主文というのは、パラ66に「いかなる懲戒手段及び懲戒手続も、安全と秩序ある社会生活の利益を保持するものであり、少年固有の尊厳の尊重並びに施設におけるケアの基本的な目的、すなわち正義の観念、自尊心及びすべての人の基本的権利の尊重をかん養することと適合するものでなければならない」というものです。こういう条文が入ることで懲戒の濫用を防ぐことになっていると思います。

それから、ここまでの一点目の論点ですが、二点目は、今、日本ではいわゆる単独室での謹慎というのがあります。これをどういうふうに書き直すかということになるのかもしれませんが、けれども、国際準則を見れば、パラ67にあるように、暗室、密室または独房への収容というのは、禁止をされています。国際準則に违背しない書きぶりが、一点目とも関連しますが、書

きぶりだけでなく実質もそうなんですけれども、必要だと思っています。

あと、どなたかおっしゃったかもしれませんが、やはり、一般社会における不服申立ては、当然、利用可能でなければならないと思っています。以上です。

○岩井座長 他に御意見は。

○毛利委員 少年院ってやっぱり普通の一般社会とは相当違うところがあって、例えば、まゆを抜くのが違反なんです、世の中では断然平気なのに。そうすると、まゆを抜くという行為を繰り返し法務教官に言われているにもかかわらず違反していると、最後は謹慎になっちゃうということと、暴力を振るって謹慎になるということは、規律違反の質が大いに違います。そうすると、まゆを抜くぐらいのことだったら、法務教官が常に語りかけたりしながら変えていくという努力をするべきで、おれたちの言うことを聞かないから単独室へ入れちゃうぞというのではやっぱり困る。もともと少年院の規則そのものが非常に厳格で、社会とは違う部分があるので、日常の中ではあり得ることと、やっぱり外の社会でもしてはいけないことの線引きを、その懲戒とかのときにきちんと文言の中でされるべきではないかと思うんです。その境目について、ちょっと澁谷さんに伺ってみたいんですが、それはあるとすればどこだと思われますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 まゆを抜くという例について申し上げれば、確かに毛利先生のおっしゃるとおり、今若い人たちの間ではまゆを整えるのは普通の行為ですので、少年院でもまゆ毛1本を抜いて懲戒処分というようなやり方はしていない施設が多いと思います。当院でもそのようなやり方はしていません。

ただ、それが少年の精神的な問題とか資質上の問題に起因して、自傷行為につながるようなものであれば、早目にそれをやらないような手当てをしてあげる必要があります。毛利委員がおっしゃったとおり、繰り返し懇切丁寧に面接、説明をして、それが君の問題性につながっているのだということを理解させて止めさせることが必要になりますので、まゆを抜くという外形的な行為のみで画一的に対応するというのではなく、その少年の問題性を解決して改善更生につなげていくという観点から、どういう対応ができるかというように考えていくのが、実務上は大切だと思っています。

○岩井座長 それでは、ここで少しまとめさせていただきますけれども、身体検査や手錠等の使用、保護室収容、実力行使などは、とにかくやはり被収容少年の人権が大事であるということで、まずそういう人権を侵害しないという規定を最初に置いて、そして恣意的な運用とならないように、その要件を明確にするとともに、適切な手続、留意事項などの適切な規定を置く

必要があるということですね。

そして、懲戒につきましては、やはり公平かつ適切な実施が求められますので、懲戒の要件とか種類などを明確にして、法律に規定する手続面の規定も置く必要があるというふうな御意見だったと思うのですけれども、そここのところでもやはり少年の人格の尊重をまず上に置いて、施設に収容することの目的のためにちゃんと確保しなければならない秩序維持のためなどに必要な限度というものをきちんと明確な線で示すべきであるという、そういう御意見だったと思います。

○徳地委員 すみません。児童自立支援施設の件で申し上げます。

平成10年2月に児童福祉法が改正されまして、その中で児童福祉施設の最低基準というものも改正されました。その中で、懲戒権の濫用禁止規定というのが設けられました。それまでは児童福祉施設の施設長というのは親権がありますので、懲戒権がある程度認められていました。児童福祉法が改正される前までは、児童福祉施設の中でも不適切な対応がありまして、その都度、厚生省の局長が通知を出しました。通知だけでは効果がないということで、児童福祉法最低基準の中で、施設長に対して、懲戒にかかわる権限の濫用禁止規定というのを設けました。

第1条としまして、規定の趣旨がこういうふうな規定の趣旨ということで書いてあります。二つ目は、懲戒にかかわる権限の濫用に当たる行為、具体的な行為がこういうふうな行為をやったらこれは濫用に当たるということが書かれています。三つ目としまして、関係諸機関に対してこの通知を周知徹底するというようなことが書いてあります。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

○影山委員 すみません、権利義務関係で、先ほど学習権的な規定をどこかで入れるべきではないかというふうに申しましたけれども、例えば小学校年齢あるいは中学校年齢の義務教育が、少年院においては本当にこれで保障されているんだろうかというふうなこともちょっと疑問に思います。身柄を拘束して矯正教育はするんですけれども、しかしそこで教育が大幅に遅れてしまうことはいかなものだろうかという気もいたしますので、身柄を拘束されているとはいえ、やはり本来やるべき教育というのがしっかり保障されるような権利というのが、子供たちにあるのではないかなというふうに思うのが1点。

それから、今のは学習権の問題ですが、保健とか医療に関しても、規則ではそれもあります。やはり健康を害しているような子供に対してしっかりと医療を施すというのも子供にとって大事な権利ではないのかなと。それも少年院法の中でしっかり書いていただく必要があ

るのかなと思っています。衛生的な施設であるということも当たり前のことなのですが、さっき衛生的な保護室という、あそこに衛生的なという言葉が入っているんですけども、少年院全体として、今後物的な施設の問題も議論されるのかもしれませんが、全体として明るく衛生的であるということも大変重要なこと、そんなことを少年院法の中にしっかり書いていただく必要があるかなと思っています。以上です。

○津富委員 今日議論は、職員に何ができるかというところに焦点を当て、その権限の根拠規定を列挙して議論しているような気がしますけれども、本来は、少年院法は、職員の権限の規定ではなく、少年の権利保障の規定だと思います。つまり、本来どういう権利が子供たちあるいはその保護者にあつて、それを少年院側がどう保護するかという観点で、もう一回見直すと、もう少しいろいろ、今言われたようなものが出てくると思うんです。

例えば今、国連規則を見ると、例えば、パラ56に、子供の健康状態が悪くなったら、その保護者は健康状態が悪くなったということを知る権利があるといったことが定めてありますが、こういうことは、非常に重要なことだと思います。しかし、今回は、そういった内容はまったく盛り込まれていません。ぜひ、自由を奪われた少年の保護のための国連規則を始めとする国際準則と、一回突き合わせて、やっぱり書き込むべきものは書かれたら、よいのではないかと思います。以上です。

○岩井座長 ほかに御意見はありますか。

○毛利委員 先ほど図書の問題で、やくざが出てきたり悪いことをしたりするようなものは制限しているという話だったのですけれども、人間が頭の中でイメージーションすることってだれも罰することできないものですよね。あたかもそれが制限できるような錯覚の中でそれが行われているということに、先ほどからすごく矛盾を感じております。例えば、少年院の中に入っている少年が小説を書いて、その中で人を思いっきり殺す小説を書いたって、それは実行しなければ、特に悪いことではない。大人がそういうものを書いてお金もうけをすれば、良いことの部類に入るかもしれません。そうすると、その少年が少年院の中で人を殺す物語を書いたときに、心理学の素材としてなら許されて、表現としては許されないなんていうことがあり得るのかなというのが僕の非常に素朴な疑問です。少年院法の中に、そういう人間の内面の中にある自由を書かなくていいのか、そういう疑問があります。それは人間の心の中にある自由です。それを少年院は本当に制限できるのか、法務省が制限できるんですかということ、ぜひ作るに当たって考えていただきたいなということです。以上です。

○岩井座長 よろしいでしょうか。

それでは、健全育成の内容にもかかわる問題だと思うのですけれども、そのところはまた議論を深める機会もあるかと思いますので、ここで休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

(再 開)

○事務局 それでは、再開させていただきますが、岩井座長が所用により御退席されましたので、ここからは広田座長代理に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○広田座長代理 それでは、座長代理の方で進行させていただきます。

まず、ここでは少年院処遇の適正化の観点から議論したいと思います。不適正な処遇が起こらないことが一番ですけれども、仮に起こってしまった場合に、早期に発見し、適切な対応をとることができれば被害を最小限にすることはできます。それを可能にする仕組みとして規定することを考えられるのは、一般的に不服申立制度と思われます。第8回の会議のときに不服申立制度については議論があつて、様々な御意見がありましたが、方向性と言えるような結論には至りませんでした。

ただ、影山委員から、不服申立制度は、現行の大臣訓令に基づく臨時的な制度ではなく、きちんと法律で根拠作りをする必要があるという御意見がありましたので、今回の法的基盤整備の回でもう一度議論したいと思います。

仮に法律に規定する場合、どのような制度にしたらいだろうかということで、事務局で4案作成してもらいましたので、これらを比較する形で議論を進めたいと思います。もっとも、法律に規定するべきでないという意見もあるかと思いますので、その場合はそのように御発言していただければと思います。

○毛利委員 2案の法務大臣に対する申立ての窓口を一本化について、気になったのはスピードです。少年から法務大臣に行って、そこで審査がなされて、そしてその少年院にそれが適正かどうかということがフィードバックされるまでに一体どれだけ時間がかかるのだろうということに疑問を持ちました。もしかすると、そのスピードを速くするために、法務大臣にも行くけれども、同じ不服申立が矯正管区にも同じものが行って、矯正管区が素早く事情聴取なり何なり対応をとるといような法律になると、もう少し早く回復できるのではないかなという印象を持ちました。以上です。

○本田委員 同じく2案についてなんですが、私は、第三者機関も作った方がよいと思います。法務大臣に一本化すると、今回の会議の間に法務大臣が代わりましたよね。その状況によって方向性が変わるとか、大臣に到着するまでに時間がかかるとか、いろんな問題の可能性とか考

えた場合に、もっと別途に申立ての窓口を作った方がいいのではないかと思います。第三者も含めてという。

○廣瀬委員 僕は第2案でいいのではないかと思います。

○徳地委員 私は最初、1案か2案かと思案したんですけれども、強いて言えば2案の方がよいかないという感じは受けております。

○津富委員 不服申立も、もちろん大事ですけれども、先ほど読み上げた、国連規則パラ87cのように、職員が問題に気付いたら、児童虐待の発見のときの通知義務と同様ですが、必ず報告しなければならないというような制度が入ってきた方がよいと思うんですね。ぜひそれを検討していただきたいと思います。ここでは案を選ばずに次の方をお願いします。

○川崎委員 少年の場合にはなかなか刑事施設のような3種類を使い分けるというのは難しいと思いますので、一括して大臣に申立てる方法がよいと思います。大臣に申立てたからといって、大臣が実際に処理されるわけではなく、担当の係がやるわけですし、必要に応じ管区の担当部署とも連絡を取り合って、例えば実際の調査は管区が出向くということになるのではないかと思いますから、2案でよろしいのではないかと考えております。

○影山委員 今日、日弁連の意見書を配らせていただきましたが、その8ページ以下に不服申立制度、日弁連の意見に関しては書いてございますので、御参考にしていただければと思います。要は、大人の施設以上に子供は、せっかく不服申立制度が仮にあったとしても、分かりにくい、分からない子供が多いのではないかと思いますので、そういう少年院に入っている子供たちでも利用しやすいようにできるだけシンプルであるべき。それから、もう一つは、再審査の制度がやはりあるべきではないかと。再審査をする場合には、第三者の審議会の意見を聞かなければいけないような制度であるべきではないか。要はできるだけシンプルに、そして再審査制度はあるべきであり、再審査する場合には第三者の審議会の意見も聞けるような制度が不服申立制度としてはあるべきではないかと思います。

そういう意味では、この4つの案の中で2案が一番近いかなと思いますが、2案が一番ということではなくて、日弁連としては、最初に矯正管区の監査官に対して異議申立てをした上で判断をしていただき、そこで通らない場合には法務大臣に対して再審査の申立てをできる。法務大臣が再審査判断をする場合には審議会の意見を聞かなければいけないと。

そして、スピーディーさも大事ですので、不服申立てをしてから1か月以内に結論が出ない場合には、少年は法務大臣のほうに再審査請求することができると。こういうふうなシステムを一応提案させていただいてはおります。

ただ、この事務局でまとめていただいた不服申立制度案の2案のメリットのところに書いてある審査申出事項が、審査の申請、事実の申告、苦情の申出、この3つがそれぞれ何が違うんだとかルートが違うんだとか、率直に言ってよく分かりません。なので、窓口を2本も3本もするなんていうのはやはり分かりづらいですから、当然1本にさせていただきたいと思っております。

○石附委員 私も、最終的には2案ということになるのですが、この不服申立制度そのものが、すべての少年に理解できる制度でないといけないと思います。理解力等に本当に多様な少年がいるわけですから、その能力に応じて理解できる手当てができるような制度化でないといけませんし、それが明文化されていないといけないと思います。そういう意味では、付添人制度と同じように、そういう後見的なものを持って受けてくれる人を外部に求めることができるシステムというのが必要なのではないかと思います。

それから、いま一つは、それが弁護士であるという、法律家であることが一番望ましいんですけども、お忙しいですから、それができないにしても、何かそういう付添人等として家庭裁判所で指名された場合、その人が自由に面接できることが大切であると思います。ちょっと話がそれますけれども、収容継続の面接のときに、例えば弁護士と各家庭裁判所に協力して非行のあった少年の更生を支援するボランティアとして友の会というのがあるのですけれども、その2つが付添人としてつく場合があります。この場合、立会いがあるうえに面会と同様に20分という制限があって、本来の目的が十分達成できなかったということがありました。弁護士が入られたときも、立会人がいるんだということをお聞きして初めて知ったのですが、裁判所から指名された付添人であれば、周りに立会人がなくても面会ができる制度を作っていたかないと、この不服申立制度というのが生きてこないのではないかというふうに思います。

ですから、その趣旨が十分理解できないような少年が、不服申立ができる制度というのには、そういう後見的なものをどう組み込むかということも必要になってくると私は考えております。

○広田座長代理 一巡、皆さんの御意見を伺いましたけれども、2案かそれに近い御提案が多いんですけども、それ以外の意見もあり、とりあえずほかの委員の方々の意見について質問とか意見を言うていただければと思います。

○毛利委員 今、皆さんの御意見を伺ってみると、不服申立制度というところに少年が気付いたり、そこに乗ったりするために、少年が少年院で不満なく暮らしているのかどうかということを見出す糸口がないと、どうもうまくいかないような気がします。

そうすると、不服申立制度の前に、例えば少年が4つの時期に分けて少年院で処遇されてい

ますけれども、例えばその移り変わる時期ぐらいに、だれかがその少年院にその少年を訪ねて、様子をきちんと聞いて、その後に、そんなに不満なら不服申立制度があるよというような、外の人が少年のことを見守ってくれるような仕組みがあると、より生きるような気もするんですが、どうでしょうか。そんな第三者の審査委員会に、監督委員会とかそういうのに似ていますが、あくまで個々の少年に対してということで、そういう制度があればもっとスムーズかなという感じがしたんですが。以上です。

○広田座長代理　むしろシンプルな制度で、少年にも理解しやすい申立制度を作って、それをきちんと周知すれば、そんな区切り目、区切り目ではなくて、申立てができるようになると思うんですけれどもね。皆さん、いかがでしょうか。

○川崎委員　結構な仕事量になり、だれがやるかというのも問題になるので、院長がなるべく節目、節目に少年に直接面接をするようにという指示が矯正局から出されていたと思いますが、これを徹底するのが現実的ではないでしょうか。院長が指揮して教育しているわけだから、院長が面接するのはいかがかという議論はあるかもしれませんが、具体的な教育場面でのトラブルとか不満とかがあれば、院長に直接言う機会になってよいかなと思うのです。外部の方にやっていただくというのは、付添人でも必ず行かなきゃというのは多分ハードルが高いですね。ましてや、進級や教育の節目、節目というのは難しいだろうと思います。

それから、少年への周知という意味では、少年鑑別所も少年院も「生活のしおり」のようなものを作っていて、その中に書き込んだり、あるいは別冊でそういう不服申立制度について説明したりするものを作って渡していると思いますし、今後も渡すだろうと思います。

○石附委員　今、それで思ったんですけれども、少年鑑別所ではその子がどの程度理解できるか、あるいは不服申立制度を自分で納得できて、そしてそれを行動できるかどうかということが、ある程度分かると思いますし、それを鑑別結果の方で、そういう具体的な書き方でなくても、その能力について1行書いておいていただくと、調査官もそれを見て、少年院送致になった場合に、外からでも少年にそういう知識を与えることができればいいのではないかなと思うんですけれども、外からそういうことを言うのはまずいですかね。例えば、少年院に行ったときには、殴られたら言ってもよいとか、そんな要らんこと言わない方がよいとは思いますが、でもやっぱりつらいことがあったら話してよいということを何かっておくことも場合によっては必要になる。今、毛利委員がおっしゃったようなことをしなくても、そういう少年にはやっぱりある程度の目配りはしないといけないと思いますので。

○毛利委員　レスポンスですけれども、そうすると、審判の席で少年院送致を言い渡したとき

に、裁判官が黙秘権の告知のように、少年院に行ったらこういう権利があるよというようなことを言うというのはどうでしょうか。

○石附委員 いや、それはなかなかできないだろうと。抗告権は言いますけれども。

○川崎委員 言っていただいてもいいけれども、審判直後はショックを受けていて、少年は頭に入らないです。

○石附委員 だから、理解できないでパニックになってしまっていますからね。

○廣瀬委員 行くのを覚悟していたような子はよいですけれども、そうじゃない子はもう本当に、何を説教してもまず覚えていないという話です。

○津富委員 細かい話になるんですが、要するに、少年全員に分かるようにさせなければならぬという文言が入ればいいんだと思うんです。

○広田座長代理 ほかにいかがでしょうか。

○影山委員 いずれにしても、少年院法等でこういう不服申立制度をちゃんと作るべきだと、再度思いますけれども、作った制度に関しては本当に少年に分かるように、どううまく伝えていくのかという問題ですよ。

日弁連の意見書にも書きましたけれども、何か権利ノートみたいなもの、入所した少年には何かここでの規則だとかルールだとか、何か書類を渡すんですよ。だから、そういう中に当然そういうものもちゃんと書いてあったり、それから、渡しっ放しでほとんど見ていないとか、ルールは一生懸命全文暗記とかやっているところもあるみたいなんだけれども、ところどころで不服申立制度に関して掲示するような、寮ごとに例えば掲示もしてあるとか、何かそんなふうな工夫をちゃんとやっていたり、もちろん口頭でもちゃんと説明するような作業をやっていったりと、せっかく作ったらそういう周知の努力という、本当に子供に分かるように、変な使われ方されないようにも含めて、ちゃんと説明していくという努力はされたらよいのかなとは思います。

○毛利委員 澁谷さんに伺いますが、そういう例えば少年院にいること自体が嫌だと。法務教官に頭を押さえつけられていることが嫌だと、いわばクレーマーのような少年がこれを繰り返し使うというようなのは、法務教官は大変嫌なはずですよ。そうすると、そことその少年の権利を保障するというのを法務教官の人たちに徹底するにはどうしたらよいと思われませんか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 現在、少年院にある不服申立制度の代替的機能を持つものとして、院長申立て制度がありますが、これについては法務教官個人の感情として嫌だというようなことにならないように、久里浜少年院では、システムとして、必ず少年院に入院後数日の

うちに告知して、制度内容を書いた書類も渡しておりますし、少年は、在院中常時それを所持しておりますので、個人的感情でさせないようにするということはありません。

○広田座長代理 日弁連の提案の中に再審査の話が出てきますけれども、現行、苦情申立があって、それに対して何らかのレスポンスがあって、それに不満で再審査の機会があれば再審査をしてくだらうというニーズというか、実情というか、少年の方とかというのはどのような感じですかね。澁谷さん。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 久里浜少年院の実情について御説明します。

先ほど申し上げましたとおり、少年院には不服申立制度として、法務大臣への苦情の申出、監査官に対する苦情の申出、それから代替的機能を持つ院長申立制度があります。前者の法務大臣への苦情の申出は、平成21年9月から運用されておりますが、当院では、本年9月までの1年1か月間で6件あります。監査官への苦情の申出が同様に5件です。それから、院長申立について、平成19年1月に制度が始まり、それから本年9月までの間に321件あります。内容については、ほとんどが自己が受けた処遇についての不満や、こうしてほしいという希望です。特定の少年が繰り返し苦情を申立てるというケースも多いと思います。以上です。

○徳地委員 ちょっとすみません。児童福祉の現場の話をします。

武蔵野学院の場合は、インテークの段階で新入生が入ってきますと、必ず入所の段階で児相のケースワーカー、それから保護者、本人が来るわけですが、その場でちゃんと権利ノートというのを、先ほど影山委員からありましたように、それから中でのいろんなもう一つ、中での日課等の説明があるんですけれども、そういうふうなもので説明しまして、それで今は10日ぐらいたった後、いわゆる行動の自由を制限するところから一般寮に出ます。

そうしますと、一般寮でやはり自分でいろいろ職員から不適切な対応とか、あとは生徒からいろいろ言われた場合は、担当の職員がおりますので、その担当職員がその子供に対していろいろ話し合いで納得させると。それでも非常に不満があるんだっただらということ、現在、庶務課長の席に厚生労働省の雇用均等児童家庭局の児童福祉専門官がいるんですけれども、その専門官と庶務課長のところにホットラインがありまして、本人がどうしても納得できない不満、不服等がありましたら、その児童福祉専門官と直接電話するような方法を、今、2つの国立の施設はとっております。

今からもう10年以上前に、福井県の施設がそれを真っ先にやりまして、それがだんだん児童自立支援施設現場に浸透しまして、現在、国立の施設でもそういうことでやっております。今、福祉現場も、子供の権利擁護を中心に考えているというところがあります。

○影山委員 澁谷さんにお伺いしたいんですが、先ほど久里浜少年院の例として、法務大臣への申立てが1年1か月で6件、監査官への申立てが5件というふうに御説明ありましたけれども、この6件と5件の振り分けというのは、自動的に振り分けられるのか、子供が振り分けて申立てているのか、ちょっとそのあたりを教えてくださいませんか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 法務大臣への苦情の申出は、通年いつでも少年が申し出ることができます。監査官は常時施設に駐在しているわけではありませんので、年に1回ないし数回、監査の際に監査官が施設に訪れる機会がありますので、2週間程度前になると、少年に、監査官が来られるので申し出をしたい人は申し出てくださいというように周知をしてその機会を設けることになりますので、少年が選択をして申し出ることになります。

○影山委員 そうすると、申立ての内容で分かれるわけではなくて、チャンスのその時期によってという感じになりますかね。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 そのようになります。

○影山委員 例えば苦情申立は、第一義的におしなべてすべて監査官にというふうにやった場合、日弁連がイメージしているのは、別に監査官が来るときじゃないと申立てできないという意味じゃなくて、申立書式はちゃんとあって、書き方なんかは当然少年院の方が説明し、あるいは場合によっては口頭で申立ててもよいというふうにしながら、常時何か申立てがあると、それを少年院の方が監査官にちゃんとお伝えをして動き始めていただくというイメージをしているんですけれども、そういうふうな制度というのは可能かと思われますか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 制度として可能かどうか検討する余地はあると思いますが、この場で私が可能かどうかをお答えすることはできません。申し訳ありません。

○広田座長代理 ほかにいかがでしょうか。先ほど一巡したときには、2案を基本にしながら、少しずつ違う御提言なんかも含まれていましたし、本田委員は4案に近かったでしたかね。

○本田委員 今の例えば6件というのが、どのぐらい時間かかって処理されて戻ってきましたか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 6件それぞれがどれくらい時間がかかったかは分かりませんが、おおむね数週間から数か月かかったと思います。

○津富委員 今、2案と4案について、選択的に議論されているんですけれども、それはさておき、僕の考えでは、法務省矯正局でできる不服申立がまず、一つのルートがあって、そのほかに、外部へ出したい人は外部に出せるというふうに、もう一つのルート、つまり、合計で2つのルートがあっても全然おかしくないと思うんです。前回、この議論があったときも、例え

ば、日弁連でもいいですし、普通の人権擁護局の窓口でもいいですし、世間一般のチャンネルがあるときちんと教えるのが人権教育だと思って発言させていただいた記憶があります。いろいろあれば混乱するという面はあるでしょうが、これとこれは、メインのルートだよと言って教えることは大切だと思います。

○広田座長代理 それは全く同じ内容のものや性質のものがですか。

○津富委員 同じ内容というか、要するに矯正局の中で対応しますという制度が一つあるとして、それとは全く別に、法務省矯正局の外部で、矯正局の中ではなくて処理されるという制度があると知っておくことは、不服を取り上げてもらう側からすれば、オプションとしてあるのはよいことじゃないかと思うんです。

○毛利委員 それができるのは日弁連しかないんじゃないですか。日弁連の人権ホットラインに電話がかかるようにするしかないんじゃないでしょうか。

○津富委員 だれが電話してもいいものであれば。

○毛利委員 影山委員、いかがですか。

○影山委員 いや、少年院法に位置付けられた苦情申立制度というものに、何とも私の一存ではお答えしかねると。申し訳ございません。

○津富委員 具体的に日弁連が使えますよと書くのではなくて、その他の不服申立制度を利用する権利があるという部分を入れるということです。

○本田委員 要するに4案の、外部機関があった方がよいんじゃないかというのは、少年の立場からすると、やっぱり自分の教官とうまくいかないときには、その上の統括かあるいは一番強いというイメージの院長への申立ての数が多いというのはすごく分かるんですね。処理も早いし、自分たちのことを分かってくれるし、権限もあるから、縦社会に生きている人たちですから、即決はやっぱり院長で、中には、院長と話したくて一人が百通以上と出すというラブコールもあるということですから。ただ、施設が今回の広島少年院のように、全体としておかしくなっている場合、その施設の上部の法務大臣に、少年たちがさて、申立てを出すかなと。もっと横の自分たちを助けてくれる弁護士とか、それこそ日弁連ですけれども、そっちの方が出しやすいんじゃないかなという気はしました。

○廣瀬委員 そうすると、当たり前だけれども、その他の申立ても妨げない、というのを注記するというような形ですかね。

○津富委員 はっきり書いてあればよいんですが、書いてないと、この法務省の不服申立制度しか教えなくなりますから、職員の中には、それしかやらせちゃいけないと読み間違える人が

出てくるので、そうするとちょっと問題だと思います。

○毛利委員 1つ澁谷さんに確認したいんですが、大臣への不服申立が数か月かかったら、答えが出るころには、もう少年が少年院から仮退院していませんか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 すべて在院中に結論が出ております。

○毛利委員 少年の収容期間が相当長かったということですね、

○久里浜少年院澁谷首席専門官 収容期間が長い少年もいますし、短い少年もありますが、出院までに間に合うように処理されました。

○毛利委員 その数か月の結論が出るまでの間の不利益というのはなかったんでしょうか。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 一切ありません。

○石附委員 今のお話で、少年院というのは、1年何か月ですね。その中で4か月、5か月、その不服申立の期間がかかって、影響がないと言いながら、心理的にはやっぱりどこか落ちつかないものを少年自身が持っているというふうに考えられることはないのでしょうか。外的に、だから暴れるとかおとなしくしているとか、そういうことはないかもしれませんが、いろいろな総合的な判断をしたときに、結論が出ないということ、私どもでも何か手紙を出して、返事が来なかったらポストを見にいくのと同じで、何かそういう情緒的な面で影響があるとすれば、もう少し簡単に結論が見える方法というのを、少年のために探すことも必要ではないかと思います。

法務大臣は2、3か月で代わられる人もいるのだから、少年院のことをよく分かっていないのではないのでしょうか。そうだとしたら、その方が捺印するとしたら、これは少年の権利の擁護になるのだろうかと思うんですよ。

だから、本当に分かっておられる方が、少なくとも自分の任期の間に何件かは少年院を回っているとか、矯正とは何かということが分かった人が判断をすべきではないのでしょうか。何か本当に少年の権利を擁護していることにはならない感じがしますので、法務大臣の位置付けというのと、それからもし法務大臣にそういうことの義務があるとすれば、法務大臣はもっとせっせと矯正を回るとか、あるいはヒアリングをするとか、あるいは法務大臣の任期中にはその法務省の方、矯正の方は行っていらっしゃるのかもしれませんが、何か形骸化しているものをあえて権利を守っているという形にしてしまうということは、私は余りよくないと思うんですけども。形骸化していることではないんですか。

○毛利委員 やはり法務大臣にしても監査官にしても院長にしても、もし何かがあるのであれば、やっぱり矯正管区ぐらいの単位で1週間以内に顔を見て判断するという、もしくは話を聞

いてもらえたとか、そういう意味でも素早く対応して話をきちんと少年から聞き取るということが前提としてないと、何か月も書類が回っているという状態はやっぱり余り権利を守っているように見えないんですが。以上ですけれども、ぜひそうしていただきたいと思います。

○広田座長代理　いろいろ御議論いただきましたけれども、前提として不服申立制度を法律にきちんと書き込むという点は皆さん御了解いただいているということでよいですね。

その上で、御意見を伺ったところ、2案を中心にした御意見が多かったと思いますが、それでも具体的な制度のレベルでたくさんの提案が出ていましたし、また別のやり方の御提案もあったように思います。だから、そうしたいろんな制度の可能性を考えて、ここの議論を反映させて、少年院法改正の参考にしていただければと思います。

あと、余り議論が出ませんでしたけれども、日弁連の資料にあります、秘密の申立てとか不利益処分の禁止とか、こういうのは制度としてきちんと規定していただきたいと思いますし、それから、先ほど議論が出ました、少年に分かりやすいように周知をするということを実務的にはきちんとやっていただきたいのと、あとスピード処理、迅速な処理ができるような仕組みを作っていただきたいということは、確認できているかなと思います。

それでは、次に、施設運営の透明化の観点から議論したいと思います。

8回目の議論では、施設運営の透明性確保の在り方について議論しましたけれども、その中で第三者機関の設置は必要であるという結論が出ました。しかし、具体的な案がないと議論が進まないという意見が出されたので、事務局からデッサンの案を示した上で改めて議論していただきたいということで、今日の資料の、これも4つの案が提示されておりますが、これを基にして議論を進めたいと思います。

この4案の前提としては、委員の人数は大体4人から10人ぐらい、名称は仮に視察委員会として、その職務は、刑事施設のそれと同様に、当該施設の視察、被収容者との面接、被収容者から提出された書面の確認、施設の長から提供される情報などにより、当該施設の運営の状況を的確に把握した上で、施設長に対してその運営に関する意見を述べるということふうに仮に置きたいと思います。

なお、書面や面接から個別の不服的なものを知ることになりますけれども、それについては施設運営が適切に行われているのかという観点から、施設長やその職員に説明を求めたり、あるいは実情を見せてもらって判断するという仕組みを前提にしたいと思います。

その上で、この4案のうち、一つはどの形態で委員会を設置するのがよいのか、それから二番目にどういう委員を選んだらよいのか、それから三番目に運用上に何か留意事項等があれば

ということで、これもまた順次御意見をお願いしたいと思います。

○毛利委員 私としては、2案が大分現実性があるのかなとは思っております。その際に、どうやってこの視察委員の方たちが少年院の実態を知るかということなんですけれども、できれば少年院の在院者と委員の人たちが同じ場所に集まって、その子たちから意見を聞くというようなことが、いわゆる視察の少年院の職員の方もしくは院長先生に案内されて、ここはこれをしていきますといって施設を見て歩くということではなくて、少年自身の顔を見て、少年自身の意見を聞くということがやっぱり要素として非常に大切なのではないかと思います。以上です。

○本田委員 ほぼ同じです。きちんと面接の状況を知っていただくということと、あと、面接のときに、少年たちが話せない場合が結構あるんですね。なので、ここも付添人なのか、あるいは言葉以外の方法でもというようなことも考えないと、正しく本人からの聞き取り調査ができない可能性があるのも、いろんな記録の出し方とかは、現状把握のときには必要だと思います。その記録のとり方というんですか、教官が主観的に書いているということよりも、いろんな現状の記録簿というものの手法を考えないといけないのかなと、単なる聞き取りだけではなくて。やり方としては今おっしゃったのと同じ方法で、巡回相談で面接に回っていくというのでよいと思います。

○広田座長代理 記録というのは、面接をしてみて気になった少年の何か記録を見せてもらうとか、そういう話ですか。何か特別に準備を、施設の側が準備をするということですか。

○本田委員 面接のときにですか。

○広田座長代理 はい。

○本田委員 すみません、まだどんな資料を出すかは具体的には考えができていないです。

○廣瀬委員 僕も2案でよいと思います。メリット、デメリット、大体ここに挙げられているようなことになると思いますけれども、委員は4人から5人、ある程度の数は要りますが、余り多くすると人材の問題があります。法律、医療、教育関係者のほか、地域の方も入れてよいと思います。そういう幅があるほうがよいのではないかと思います。

○徳地委員 私も、この4案まで見たんですが、1案もよいかなとは思ってはいたんですね。というのは、児童自立支援施設の第三者機関というのは大体1案で、施設ごとに委員を全部選任しています。人数は大体2人から3人が一番多いんですが、少年矯正施設においては、1案にしますと人員の確保が難しいということが書いてありますので、そうしますと、やはり2案が、設置案としましたら一番よいかなという感じを受けております。

それから、メンバーについてはやはり5名程度ということで、幅広く、できたら必ず地

域の人間を1人入れた方が、理解してもらうためにもよいかと思っております。

○広田座長代理 地域というのは地元の人という考え方ですか。

○徳地委員 はい。

○津富委員 2案でも4案でも、そんなに違いが見えないので、どちらでもよいかなと思います。

やっぱり独立性をどう担保するかということがすごく大事で、例えば先ほども御発言にありましたように、その施設に行ったら、査察者が、子供とも職員とも自由に話せるし、あるいは記録も自由に見られるというような権利、要するにどんな権限を持っているかがすべてだと思うんです。あるいは、報告を自由に、外へパブリッシュできるかどうかとか、あと勧告権を持っているかどうかとか、あるいは法的に問題があることを発見したら、直接官憲というんですかね、直接事件として起こせるかどうかとか、こうした記述は国連規則にもありますが、そういうことが全部書かれているかどうかが一番重要だと思います。

また、多少の予算措置があった方がよいと思います。実際に行って、5人で調査できるかという、子供たち全部と会うのは難しいと思います。そこで、例えばインタビュアーを雇って、たくさんの子供と同時に会うとなると、20人くらいで行く必要があると思うので、そういう予算措置があるということですね。

あと、イギリスに、この前行ったときに見たのですが、2つ例があります。1つは、ヒューマンライツコミッションが北アイルランドにはあって、それが矯正施設の査察をやっていました。ぱっと行って、でも施設側には協力義務があるので、職員からも被収容者からも全員の話を聞けます、レポートはパブリッシュされてネット上でも出ています。そういう仕組みは、すごく公開性が高いなと思いました。この査察を率いた、大学の先生ともお話ししましたけれども、施設は大変協力的だよという話をされていました。かなり独立性が高いですね。矯正が持っている制度ではなくて、ヒューマンライツコミッションという独立した組織があって、その地域であれば、気になるところへはどこへ行って査察をしてもよいと、そういうものでしたけれども、そのくらい独立性が高く、権限のある、査察機関が重要だと思いました。

もう1つは、出所者のやっているNPOですけれども、もともと刑務所に入っていた人たちの団体ですね。そこが、内務省から委託を受けて、いわゆる専門家が行っても、被収容者からは話を聞けないから、彼らが、施設に行って、フォーカスグループをやって意見を聞くという活動をやっていました。彼らが聞けば本音が出てくる、そういう人でないと問題を引き出せないということで、内務省が、そういうNPOにお願いしているという事例がありました。です

から、いわゆる専門家ばかりが委員を構成するのではなくて、そういう聞き取り能力とかも含めて、要するに聞き取られる側がアイデンティファイできる人たちがメンバーに入っているということも大事だと思います。以上です。

○川崎委員 4案それぞれにメリット、デメリットがあって、なかなか決めかねています、それは1つには、委員をどのぐらいの人数にするとか、あるいはその施設に出向いてもらうのをどのぐらいの頻度にするのか、例えば年に1回と考えるか、もう少し多くするのか、あるいは何年に1度でもよいと考えるのか、それによって変わってくるのではないかと思います。

それから、全員に面接、少年院なんかでも全員に面接を、インタビュアーまで雇って行うということについては、そこまでの必要性はなくて、多分委員の方から無作為に何人か選んでいただいて、面接するというので十分ではないかなと思いますし、少年鑑別所の場合は非常に少年の在所期間が短いので、面接してもどのぐらい意味があるかなというぐらいです。それから、少年鑑別所の場合は家庭裁判所の調査官を始め、外部の人の出入りが非常に激しくて、外部の目にはいつもさらされているので、それほど頻繁に視察を必要としないかなというような考えもあります。

そういうことであれば、組織別の設置型でもよいかなと思いますけれども、これも管区によって事情が異なっていて、東京管区などは、地理的にも広いですし、施設も多いので、そうすると、全部を持ってもらう委員というのはちょっと無理だろうなと思います。

そうなってくると、2案か、あるいはもう思い切って1案にするかというところかなと思います。1案のよさは、先ほど徳地委員がおっしゃったような、地域の実情をよく知っている人を入れることができて、委員になってもらうことでまたサポートしてもらうことも期待できるという意味ではよいかなと思います。

○影山委員 どのぐらいの頻度でこの視察委員会を開くのかというのはかなり重要なことかなと思います。人材、あるいは委員、例えば4人ないしそれ以上だとしても、それが確保できない、選べないということはちょっと余り考えにくいかなと思うものですから、既に先行的にある刑事施設の第三者視察委員会なんかは、なさっている弁護士の委員の方からお話を聞いたりすると、大体年6回ぐらい、2か月に1回ぐらい開いていて、2か月に1回ぐらいは皆さん、委員が施設に行く。けれども、委員長、副委員長は、このメールボックスみたいな箱を開けに行かなきゃいけないから、箱開けはやっぱり月1回ぐらいちゃんと開けなきゃいけないだろうということで、2か月に1回だとしたら、その開かれない月は委員長、副委員長が交代で箱は開けに行っていると。そのぐらいのことはやっておられる。そのぐらい頻繁に行って、会議を

やるたびに何人かの被収容者を無作為に抽出したり、希望者には会って話を聞いてくると、そんな作業をやって、年に1回とか2回とか意見を申し上げているというふうなことをなさっているようなんですが、やっぱり少年院においても、特に少年の収容期間が短いですから、比較的頻回に会議はやっていただいた方が望ましいのかなというふうに思いますし、それぞれの少年院ごとの矯正教育に関しても、かなり特徴のある教育をなさっていますので、そのことをちゃんと理解していただいた上で意見を言っていただいた方が望ましい。そんなふうなことを考えますと、私は各施設に第1案のような形で作っていただけたらよいのではないかなというふうに思います。

それから、委員としては、地域の代表の方、それから児童福祉とか教育に関して専門の知識のある方、それから法律家とか医者とか、そういうふうな人たちの中から選んで構成をしていただけたらよいのかなと思います。

それから、運用上の留意点なんですが、年に何回か委員会が施設長に対して様々な意見を申し上げるというふうなことがあろうかと思いますが、それに対して施設長が必要な手だてを講じないというふうな場合には、委員会は矯正管区長や法務大臣に対して直接意見が言えるというふうなシステムも作っていただけたらよいのかなと思います。

○石附委員 私はその視察委員会という名称で、その機能はどんなふうになるのかなというのがちょっと分かりにくいのですけれども、日弁連から出たので監査委員会でしたか、監督委員会でしたか。

○影山委員 名前は監督委員会です。

○石附委員 監督委員会ですかね。それもちょうと厳しいかもしれない。監査委員会でもよいのかというのは、今ちょっとお話が出ておりましたけれども、助言をする、あるいは内容にかなり深くかかわって評価をするということがもしあるとすれば、評価とか意見を提出するということがあって、それに対する反応というか改善を期待することが、この委員会の資質としてあるとすれば、視察ではないと思うのですね。視察というのは、安部さんのこの話にあるように、結構です、結構ですと帰ってくるのが視察ですので、そうではなくて、きっちり中に入って理解をして、そして改善点を明確にしたりとか、あるいはその良いところは他の少年院でも参考になるように広めていくとか、そういう機能がこの委員会にはあってよいと思いますので、そういうことを念頭に置いた委員会の機能にしていきたいと思います。

そうすると、単なる視察ではありませんので、無駄もございませんし、スタッフにつきましてもかなりそういうことが言える方と、それから地域の連携がとれる方ということが必要にな

りますし、それから少年院ですので、収容期間が短いということと、職員の方がよく代わられますので、そういうことも含めると、1年に1回では何かちょっと物足りないかな、2回か3回ぐらいは必要であり、職員との顔つなぎもできるし、実情も分かるのではないかなと思って、私はその機能との関係でこの名称も機能にあったものにする方がよいのではないかなと思っております。

だから、機能と権限ということがありまして、先ほどおっしゃったように、勧告するとか注意したことが改善できているかどうかまで追跡できるとすれば、もうちょっときっちりとした組織にしないと、あいまいさが残ってしまって、何か形骸化するという気がいたします。

○広田座長代理 一通り伺いましたけれども、1案か2案で、その中での機能や権限をどうするかは、それぞれのちょっとずつイメージが違うのかなというふうに思いましたけれども、とりあえず出てきた御意見についてお互いに意見交換できればと思います。

○津富委員 ほかに人に対する意見という、自分が随分考え方が変わっているので、補足しておく必要があります。私自身は、毎年行くなんていうイメージは毛頭なくて、8施設ぐらい持って、3、4年に1回、1か所に入ればよいくらいのイメージです。要するにどこかに入って徹底的にやって、その結果がきちんとリリースされて表に出て、それがほかの施設にも影響を及ぼすというようなイメージです。

ですから、目安箱を見るなんていうことはもちろん担当しません。というか、どこの施設に来るか分からない、来たらとにかく協力義務をもっているから徹底的にやれる、その結果、こういう人権状況になっているよということがきちんと外に出る、それがほかの施設に対しても抑止力になるというようなイメージのものを僕は想定をしていました。

あと、当事者の話をしましたけれども、障害者分野でも厚労省の審議会でも必ず障害者代表が入っています。矯正教育というのは、そもそも、市民として社会にお返しするというものです。つまり、上から目線でという大変ですけども、専門家の人が見るという、上下関係による統制ではなくて、市民目線を入れることで、どうやって風通しの良い組織にするかということがこの委員会の本質にあると思うんです。風通しの良さということを考えたときに、単に、上から監督するというだけではなくて、当事者の人たちが委員会に入ることによって対等なコミュニケーションが持ち込まれ、その結果、施設の中の、職員と子供のコミュニケーションもフラットになって良くなるという、ぜひそういうイメージを持ちたいなと思っております。

○広田座長代理 皆さん、いかがでしょうか。

○本田委員 私は、石附委員にかなり近い意見ですけども、ちょうど今、都内の特別支援の

巡回指導をチームで組んでやっているのが、そういうイメージですね。その場合だと、センター機能になるところをきちっと作っておいて、チームでトップには大学教授や医者を置いて、その下に心理の専門家の方と児童相談の関係の方とか、特別支援ですから当然そういう特別支援の専門の人と区の職員で、チームを作るんですね。巡回は、各校に年間3回します。4月、5月ぐらいに1回、2回目はその子たちが今度7月、8月の中間期になったらどうなっているだろうかと、3回目は学年の変わり目です。学内にコーディネーターの方をがいて、毎回、何人か気になる生徒さんをピックアップしていただきながら、視察兼スーパーバイズの助言の機能も果たしています。

これを少年院に対してやるとしたら、センター機能になるようなところを矯正管区に作っておかないといけないと思います。いろんな専門分野の方でチームを作ると、とにかくスケジュール調整が大変。スケジュールが合わないんです。また、訪問も半日だと大急ぎになるのでじっくり行動観察や対応策を検討することができません。そうすると1日訪問して、その中できちんと一日のスケジュールの中で全体を見ていかないとどこで行き詰まっているのか、居室の何が変なのか、職業指導のところで適切なことができていないのかとかを全部見ていかないと分からないと思います。巡回指導対象の少年が変わっていった様子が見えればうまく教育が回っているんだろうし、施設側に何かおかしい部分があると、回っているともう本当に助けを求めるような目で子供たちが見てくるんですね。なので、すぐキャッチはできるんですよ。

巡回指導をするのであれば、チームのメンバーをいろんな職種の方をお願いして、巡回後すぐ対応できるような形に持っていくというふうなのが私は望ましいかなと思います。監視とか視察とかというと、施設が構えますから、大名行列で行くと、良いところしか見せてくれないんですよ。前もっていつ行きますよと言うと、とても良くできている教室でとても良くできている生徒に質問を当ててくださっても、何の視察にもならないんですね。

だから、何かもうちょっと現場の人たちが自分たちの困っていることも出せて、せっかくそれだけ見に行くのだったら、お互いのメリットになって次の処遇につながるというような形ができると思うので、石附委員のアイデアに大賛成です。

○津富委員 私のイメージは、そういう事業を入札か何かでプロジェクトで公募して、権限はもちろん与えられているんですけども、相当なお金がついて、その取ったところに査察を委託する、受託したところは好きにどこに入ってもよいよということで、どこかに入るというものです。1か月間、2か月間、3か月間、毎日入って全然構わない。そういうイメージですね。だから、プロジェクトで入るので、個人で日程合わせをされるとか、そういうイメージではない

です。そういうものを想定していました。

○広田座長代理 それは視察委員会がですか。

○津富委員 そうですね。また、そこはいろんな人をそろえていますということで、チームとしてよいところに委託すればよいと思うんですが、そういうイメージです。

○広田座長代理 何かやっぱりいろんな対立するイメージがあると思うんですよね。何年間に1回行って、きっちりとそこがしっかりやっているのか、どこに問題があるのかみたいなのを総合的に洗い出そうみたいな話が、先ほどの津富委員のイメージだとすると、もうしょっちゅう行って、コミュニケーションをして、その中で一緒に何か施設を作り上げていこうみたいな、ある意味で何か随分違うイメージがあると思いますけれどもね。

○廣瀬委員 第三者機関は、もともとその透明性の確保ということ、もう一つは、不服申立や何かの問題を実質的にフォローする、そういう2つの側面から受けとめているのですけれども。同時に、本田委員もおっしゃるように、施設にかかわっていく中で実質応援、サポートのような機能が果たせれば、それはより良いだろうと思いますが。

○広田座長代理 その不服申立については、さっき議論しましたけれども、フォーマルな形のをきちんと法的に作っていくとすると、それとは別にこの委員会を動かすという話ですか。

○廣瀬委員 それは補足的なものですけれども、補充的といいますか。

○影山委員 私がイメージしているのは、やっぱり先行的に既に全国のすべての刑事施設に置かれている透明性確保のための組織である視察委員会、このあたりを何で少年院にはなかったんだろうというところから来ていますので、やはり少なくとも2か月とか3か月に1回は行って、職員の方々とディスカッションしたり、子供たちとも会ったりする中で、そういう施設の少年院の特徴みたいのを、その個々の委員会がしっかりつかんでいただいて御意見していただいた方が、僕はよいだろうと思うんですよね。

○広田座長代理 その場合は、ある時点でその施設がどうなっているかを明らかにしていくというよりは、その都度変わりつつあるところを、いわば見ながら助言していくという、そういう役割ですか。

○影山委員 そうですね。それで、私は個人的には児童養護施設の、この視察と言ってみたり処遇評価と言ってみたり、いろいろ表現はあると思うし、これ英語で言うとモニターですかね、モニター委員会というふうに言われているものだろうと思うんですけれども、私は、児童養護施設なんかはちょこちょこ行って、1日作業なんですね。朝、午前中は職員の方々とディスカッションして、お昼は子供たちと一緒に昼食を食べて、午後は2時間ぐらい希望する子供たち

と会って話をし、その後、総括会議をやって、職員の方々と一緒に、今日どんなふうなことを思ったのかということ、もうその日のうちに率直に申し上げてくると。そういうふうなことなんかを1日かけて行くようなことというのを、年がら年じゅうやっているんですけども、いろんなやり方あるとは思いますが、やっぱりたまにとか初めて来ましてという施設で、なかなかその施設の困り感とかあるいは問題性とかというのを、その日に瞬間的に感じ取って、なかなか言い切れるかなというのは思いますので、やっぱり同じメンバーがこの施設に関しては何回か訪問しているという状況があってしかるべきかなとは思っています。

○毛利委員 すみません、お話を伺っているうちに考えついた、折衷案ですが、第1案と第2案で、現実的にどうしたらできるかなということを考えていくと、例えば第2案で10人前後の委員を作って、年に2回ぐらい視察するとしたときに、一つに、その中に駐在員みたいな県単位の人がいて、例えば各県の弁護士会の弁護士が1人、それから各県の児相の心理士みたいな専門家が1人、一般の人が1人、そして僕は篤志面接委員って余り少年院の利害と関係していないので、事情を知っている人として篤志面接委員が1人いる。その方たちが月に1回ぐらい会って少年院をちゃんと見ているという基礎があって、そこにもうちょっと大きな見地から見られるような人が、大学教授とか精神科の医者とかいう人を含めて、10人ぐらいの第2案がもう一つ別にあって、それが時々行って合体して視察を行う。駐在員の人少年院の変化を細かく分かっていて、その人たちも含めて会議をしたり少年たちとお話をしたりすれば、現実的だなというふうに考えました。以上です。

○津富委員 定期的に行くのと時々行くのがあってよいと思うんですけども、時々行くのは1日だけ行くんじゃないで、僕がさっき述べましたように、1か月間、2か月間と毎日ずっと行っているという感じなんですよ。それはだから、もう個人の仕事で受けるものではなくて、NPO、どこか分からないんですけども、プロジェクトで受けるものだと思うんですよ。

それでないと、僕は広島少年院のようなできごととはなかなか見抜けないんだと思うんですよ。そういうものをきちんとどこかでやる、徹底的な調査が、いつ来るか分からないという状況にしておくわけです。しかも、単に、調べるだけではなく、査察の課程を通じて、さっき言ったように、良いコミュニケーションがとれる関係にしていくというような、教育的な施設改善もするわけです。だから、そういうものは、突然行けばよいし、皆さんがおっしゃっているような、定期的に何回も行くというものは、それとは別にありうると思うのです。

僕のイメージは本当に8施設あっても、そのうちのどこかに、全部じゃなくてどこか1か所に3、4年に1回行くだけのイメージなんですよ。だから、東京管内に少年院があったら、

どこか1か所だけにたまに来るいう、でも、いったん行けば、それですごくいろいろなことが明らかになって、そのレポートが読まれることで、ほかのところも影響を受けるというイメージです。4年前に愛光が入ったよ、その4年後にはどこか分からないけど入るというような、そういうイメージのものです。だから、それは、定期的なものと同行的にできる話じゃないかと思います。

○広田座長代理 何年間に1回とかというのであれば、施設の側はそれに向けて資料をきちんとそろえたりできると。

○津富委員 僕のはいきなり行くイメージです。

○広田座長代理 いきなりですか。頻度を高くすると、施設にとって受け入れる側は大丈夫なのかと気になる。大学評価でもう少々痛めつけられているので、外から人が来るといったらもうそのために結構大慌てで、刑事施設とか今どうされているんだろうとかと思いますけれども、それでも頻度が高い形での訪問に合わせた制度設計ができると思うんですよね。

だから、何年かに1回という制度を考える、それとも頻繁に人が行ってそこでコミュニケーションするという形でやるか、どちらにせよ施設の負担は聞いてみたいんです。

○久里浜少年院澁谷首席専門官 どの程度の頻度を前提に施設の負担についてお話ししたらよいのか分かりませんが、制度ができて運用に至ったら、最大限協力していこうと思っております。

今、議論の中で出ておりました、例えば年に2、3回程度の頻度であれば、それは刑事施設視察委員会でも実施できていることでありますので、対応は可能であると思っております。

ただ、数か月間毎日とか、さらに数年に1回ということだと、どのような対応ができるのか、今ここでは具体的に思い浮かびません。

○毛利委員 僕は、津富委員の案はすごくおもしろくて、あるとよいなと思って、大目付みたいな人が突然来て、少年院って大パニックになるみたいな感じだと思うんですけども。

それとは別に、先ほど僕が言った、いつも3、4人の人が月に1回ぐらい来ていて、例えばそれが監査のようなおどろおどろしいものではなくて、昼飯の時間にお茶の会みたいなのを作って、そこで少年たちとお茶を飲んだりして、お話しして過ごすみたいなのが基礎的にあって、そして時々正式にきちんと見ることができる人が来るというような、そういうコミュニケーションの道具として使うとどうですかね。そうすると余り負担がないんじゃないですか。

○広田座長代理 全体として、年に何回も行くようなイメージが、割合皆さんの多数派かなというふうに思いますけれども。

○廣瀬委員 僕も、大学院の評価委員をやっていました。たまに現地調査に行く場合でも、それぞれ行ってみると、その雰囲気など、間違いなく分かるところはあります。それから、来られた側の経験もありますけれども、来られる側も来るということ自体が分かっていると、それは意識するわけです。たまに行って、あるいは期間が短いと分からないといいますが、分からない面もあるけれども、分かる面もあり、それを意識して問題があればその抑止につながることは間違いのないところです。余り無理なことまで言わないで、可能な範囲でやったらよいのではないかという気がしますけれども。

○石附委員 一言だけ。調査官が動向視察というのをさせていただきますね。あれは非常によろしいんですね。少年院に在院中に動向視察で寄せていただいて、その少年のそれまでの経過を見せていただいて、面接もするわけですが、それとともに、担当教官との話だとか、あるいは少年から聞く話の中で、少年の様子が非常によく見えてきます。少年院における教育効果を実際に目で確かめることで、それがその後の私どもの少年院への見方にかかわってきたり、あるいは非常に肯定的に処遇を理解できたりします。

そういう意味から言いますと、調査官の忙しい現状ではありますけれども、動向視察をもっと頻繁にしなければならない。こうしたことから考えますと、第三者機関が少年院に行って少年と会うのは、少年院が日常の仕事を見直すという意味でも意義があるのではないかと思いますけれども、余り格式張って少年院に負担をかけるとそれは良くないので、その辺は工夫し明文化していかないといけないと思っております。

○広田座長代理 ありがとうございます。時間も押していますので、まとめさせていただきますと思います。

事務局で作っていただいた4つの案に関して言うと、2案または1案が多かったと思います。その上で委員会の役割をどう考えるかという、特に頻度と、その中での権限というか機能みたいなものがいろいろ議論されたと思います。そこでは、日常的にかなり高い頻度で施設を訪問して、コミュニケーションしながらいろんな改善とか意見交換をしていくようなものが一方にあり、もう一方で、何年かに1回、きちんと実情をつぶさに調べるみたいなイメージもあり、それを両方一緒にやろうとかという御意見もあり、いろんなイメージの中で具体的な制度設計を形にしていくことになるんだと思います。

メンバーについては、先ほど最初に言われたように、地域の方が入るとか、弁護士や医者が入るとか、そういう幅広い分野から登用していくべきだという御意見があったと思います。

それから、そもそもこの第三者機関を設けて、その根拠を法律に書き込んで運営していくと

いうことは皆さん了解されていると思います。

最終的にどこという結論はないですけども、ここで今出たような意見が反映していけばと思います。

それでは最後に、その他ということで、これまで12回行われてきた会議の中の提案で、法的根拠を要するもの、要すると思われるものについて議論したいと思います。

それは、少年鑑別所の問題で、少年鑑別所の機能を充実させるという観点から2点あったと思います。1つは、少年院の在院者の再鑑別や出院前の就労支援等のために、少年院の在院者を一定期間、仮に少年鑑別所に収容できるようにするとよいだろうという御意見がありました。それから、2点目に、少年鑑別所の専門的な知識、技術をより広く活用するために、従来実施している一般少年鑑別等の非行・犯罪者処遇にかかわる技能提供について、明確に位置付けるべきであろうという御意見がありました。これらは、現行の少年院法ではできませんが、できたとしても相当制約がありますので、少年院法を改正するのであれば、その際に根拠規定等を整備するよう提案したいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。どうですか。

○川崎委員 ただいまの座長代理から御提案のありました2つの御意見については、いずれも少年鑑別所の機能を有効活用して、広く役立つ施策になり得ると思われまますので、根拠規定等を整備することに賛成いたします。

特に1番目のことについては、先ほどの話の中で、保護者の葬儀などに出席させてよいとか、受験に外出させてよいかというような話がありましたけれども、私も所長時代に、少年院から依頼を受けて、少年を泊らせて、翌日受験させるとか、葬儀が終わった後に泊らせるというような1泊ぐらいの仮収容は現行の運用で実施した記憶がありますけれども、それが仮収容という形ではなく、きちっとできるようになるというのは、出院準備期の教育を充実させるべきだとか、保護との連携をもっときちっとすべきだという意見が多く出ていたと思いますけれども、少年鑑別所は地理的に家庭裁判所とも保護観察所とも近いですし、保護者の住居からも少年院より近いので、様々なことが可能になってくるのではないかと思います。

加えて、もう一つ提案させていただきたいと思います。第7回の会議において、徳地委員から少年鑑別所と児童自立支援施設の連携の必要性ということが話されて、話題になったと記憶しているのですが、近年、触法少年で観護措置によって少年鑑別所に入所し、鑑別を終了した後に家庭裁判所の審判によって児童自立支援施設に送致されるという事例が増える傾向にあると思います。児童自立支援施設としては、少年鑑別所が持っている資料を児童の処遇に活用したいと考えるのは当然ですし、中には、途中で処遇方針の検討、あるいは処遇効果の検証のた

めに、少年院で実施している再鑑別のようなものが必要とされる事例も生じるのではないかと考えられます。

そこで、現在の依頼鑑別には、福祉関係の施設等のことは入っていないわけですがけれども、児童相談所や児童自立支援施設からの依頼鑑別に応じることも含めて、少年鑑別所がより継続的に少年の処遇に関与し得るような、そういうことを可能にするような規定の整備が必要ではないかと思います。

○広田座長代理 3点目として、その児童相談所とか児童自立支援施設への依頼鑑別も入れるというふうな御提案ですね。

○川崎委員 そうですね。はい。

○広田座長代理 今の御提案も含めた3点について、了承いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、この3点も提言の法的基盤整備関係で盛り込みたいと思います。

それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会といたします。

次回の第14回の会議は、11月22日の月曜日、法務省で行います。そこでは、これまでの議論を踏まえて、提言書の取りまとめ作業を行いたいと思います。時間の制約もありますので、これまでの議論を踏まえて、事務局にたたき台となる案を取り急ぎ作成してもらい、これをあらかじめ配布して、各委員に御検討いただいた上で当日の会議に臨みたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

午後 5時00分 閉会